

第5期美幌町総合計画

2006 - 2015

夢はぐくむ緑の大地 びほろ

～ 長生きを楽しめるまちづくり ～



平成18年4月

北海道 美幌町

ごあいさつ

本町の歴史は明治20年7月、美幌外5カ村戸長役場の設置に始まり120年を迎えようとしています。

その間本町では、町の最上位計画として、昭和41年度を初年度とする「第1期美幌町総合計画」以来4期にわたり策定し、これに基づいて総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

これまで、人口増加を想定した基盤整備中心の計画であり、21世紀を迎えた今日、少子・高齢化、人口減少社会の到来など社会情勢が大きく変化しており、新たな時代に対応した総合計画の策定が求められていました。

このようなことから、時代の潮流を見据えながら、美幌峠に代表される恵まれた自然環境と、便利で快適な都市基盤を最大限活かし、本町の永遠のまちづくり目標である「美幌町民憲章」を基本に位置付け、「夢はぐくむ緑の大地 びほろ」を将来像とする「第5期美幌町総合計画」を策定したところです。

この計画は「町民の参画」を基本に、新たな手法を取り入れ、2,000人を対象とした町民アンケートや、公募による「総合計画策定町民会議」でのご意見やご提案を反映してきました。

今後、地方自治体を取り巻く環境は益々厳しくなることが予想され、この計画の推進にあたっては行政だけでなく町民の皆さんの積極的な参画が必要になります。これからも、美幌のまちづくりへのご理解、ご協力、よろしくお願いいたします。

最後になりますが、この計画の策定にあたり、貴重な意見や慎重な審議をいただいた総合計画審議会委員、町議会議員の皆さんに心からお礼を申し上げ、ごあいさついたします。



美幌町長 大庭 康二

平成 18 年 4 月

美幌町民憲章

わたしたちは、美幌峠を仰ぎ、愛の鐘の鳴りひびく美幌の町民です。

わたしたちは、ながい開拓の歴史と輝かしい産業の町を誇りとして、おたがいのしあわせをねがい、ゆたかな明るい町をつくるために、この町民憲章をさだめます。

1. げんきで働き、豊かなまちにしましょう。
1. たがいに助けあい、あたたかなまちにしましょう。
1. きまりを守り、明るいまちにしましょう。
1. 環境をととのえ、美しいまちにしましょう。
1. 文化をたかめ、しあわせなまちにしましょう。



町の木：イチイ（オンコ）



町の花：エゾムラサキツツジ

もくじ

基本構想

第1章 計画策定にあたって	3
1 計画策定の趣旨	3
2 時代の潮流と美幌町の課題	4
3 計画の性格	8
第2章 まちづくりの方向	12
1 将来像	12
2 将来人口	13
第3章 まちづくりの基本目標	14
第4章 基本目標の実現について	16
1 元気で働き、豊かなまちに	16
2 たがいに助けあい、温かなまちに	17
3 きまりを守り、明るいまちに	18
4 環境を整え、美しいまちに	19
5 文化を高め、しあわせなまちに	21
6 創意と工夫を活かし、誇れるまちに	22

基本計画

第1章 元気で働き、豊かなまちに	24
第1節 健康を保つ	24
1 保健	24
2 医療	26
第2節 活力ある産業を振興する	28
1 農業	28
2 林業	30
3 工業	32
4 商業	34
5 観光	36
6 産業創造	38
第2章 たがいに助けあい、温かなまちに	40
第1節 次代を担う子を育てる	40
1 児童福祉	40
2 保育	42
3 青少年育成	44
第2節 地域で支えあう	46
1 地域福祉	46
2 高齢者福祉	48
3 障がい者福祉	50
4 社会保障	52
第3節 みんなでまちを育てる	54
1 コミュニティ	54
2 住民活動	56
3 地域間交流	58
4 男女共同参画	60

第3章 きまりを守り、明るいまちに	62
第1節 安全なまちにする	62
1 交通安全	62
2 消防・救急	64
3 防犯、消費者保護	66
第2節 災害に強いまちにする	68
1 防災	68
2 国土保全（治山、河川整備）	70
第4章 環境を整え、美しいまちに	72
第1節 自然環境を大切にする	72
1 環境共生、自然保護	72
2 ごみ処理、リサイクル	74
3 下水道（し尿）処理	76
第2節 うるおいを高める	78
1 環境美化、景観	78
2 公園・緑地（緑化） 墓地	80
第3節 快適な基盤をつくる	82
1 土地利用、市街地や農村の整備	82
2 住宅・宅地	84
3 水資源、水道	86
4 道路	88
5 公共交通	90
6 除雪	92
第5章 文化を高め、しあわせなまちに	94
第1節 生涯学習で生きがいを持つ	94
1 生涯教育（社会教育）	94
2 文化・芸術	96
3 スポーツ	98
第2節 地域に根ざした学校教育を進める	100
1 幼児教育、学校教育	100
第6章 創意と工夫を活かし、誇れるまちに	102
第1節 情報を共有し、ともに進める	102
1 情報通信	102
2 広報・広聴、住民参加	104
第2節 創意ある運営をめざす	106
1 行財政	106
2 広域連携	108

資料編

第5期美幌町総合計画の策定経過	113
美幌町総合計画審議会条例	116
美幌町総合計画審議会条例施行規則	117
総合計画に関する諮問	118
総合計画に関する答申	119
基本構想についての議会の議決	119
総合計画策定町民会議からの提案（抜粋）	120
町民アンケート結果（抜粋）	122

基本構想

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の趣旨

美幌町は、平成8年度から平成17年度までを計画期間とした、「第4期美幌町総合計画」を策定し、「しあわせで緑豊かな交流都市の創造」を将来像として、総合的かつ計画的にまちづくりを進めてきました。

これまで「第4期美幌町総合計画」では、基盤整備重視の開発計画を主な内容とし、企業の進出などを期待した「人口の増加」を目標としていました。

しかし21世紀を迎えた今日、経済の低迷が長期化するとともに、全国的に少子高齢化が進行し、さらに地方においては、都市部への人口流出による「人口減少」が進んでいます。

このような中、第4期に続く新たなまちづくり計画として、「第5期美幌町総合計画」を策定することとなりました。

「第5期美幌町総合計画」では、時代の潮流を見据えつつ、個性的で魅力あふれるまちづくりを積極的に進めるため、これまで以上に実効性のある計画を策定しようとするものです。



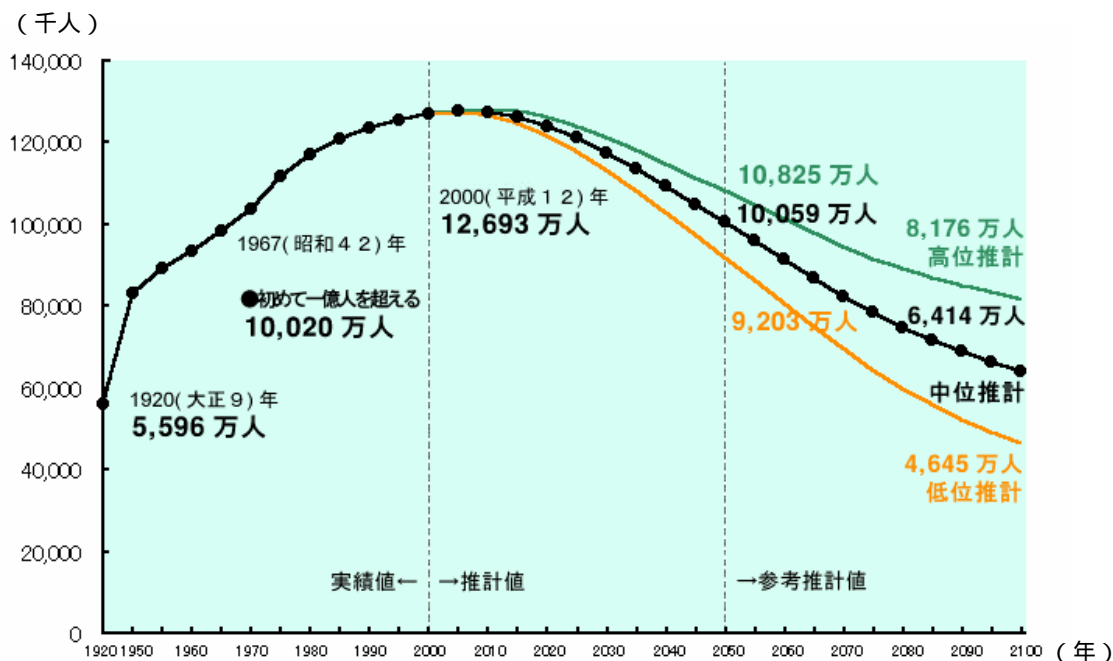
2 時代の潮流と美幌町の課題

時代の潮流

人口構造が変わりつつあります

わが国の総人口は、2006 年をピークに減少に転じると予測されており、一部の都市部などを除く、多くの自治体では人口の減少や高齢化が急速に進むとされています。その結果、これまで地域や大家族で支えあってきた子育てや介護を個々や核家族で担うこととなり、老後や子育ての不安が高まっています。

このため、「超・少子高齢社会」を悲観視することなく、長寿や子育てを喜べるような地域づくりが求められています。



資料：「日本の将来推計人口（平成14年1月推計）」国立社会保障・人口問題研究所

環境への意識と関心が高まっています

「環境問題」という言葉が定着し、リサイクルやごみ減量化など身近な取り組みが進む一方、地球規模での環境悪化が現実問題として迫っています。地域内はもちろん地球規模での環境について考え、住民一人ひとりが責任ある行動を身につけることが課題となっています。

また、都市化や利便性が進む一方で、自然から受ける癒しや安らぎが求められています。このため、環境負荷に配慮しつつ、自然の恵みを楽しむ、健康で心豊かな生活を送ることができる環境づくりが必要とされています。

グローバル化 が進んでいます

人・もの・情報の流れが一層加速・拡大し、地理的条件の地域格差が変容しつつあります。また、交通面・情報面・経済面・生活面などさまざまな分野でグローバル化が進むとともに、国内外を問わず地域間競争が激化しています。

このため、地域でも情報化や国際化、地域間競争への対応が必要とされています。

心の豊かさが求められています

価値観が多様化・個性化するなか、豊かさの尺度も、ものの豊かさから心の豊かさへと変化しており、都市的な利便性や機能性に偏重しない「スローライフ」を求める人も増えています。

このため、あらゆる人が生活の中で豊かさの実感や自己実現ができる地域づくりが必要であり、その基盤としてユニバーサルデザイン のまちづくりが求められています。

また、多様な個性や価値観を尊重する意識が高まるなか、それらをふまえた教育や人材育成が求められています。

経済活動が変化しつつあります

経済の低迷が続く一方、ソフト・サービス分野が拡充するなど、わが国の産業構造は大きく変化しています。産業の空洞化、価格競争力の激化、担い手の高齢化や後継者不足など厳しい現状に直面しつつも、情報通信や環境、福祉など新分野での産業の成長や、「安全・安心」な商品や食品への高い評価など、現状打破につながる、新たな可能性も見えてきています。

このため、地域の特長や実情をふまえ、新たな分野や安全・安心をテーマとした産業を育てていくことが地域の活性化にとって重要な課題となっています。

地域づくりの構造変化が求められています

地方分権推進法により、国から北海道、そして市町村へと権限が委譲しつつあります。また、自己決定・自己責任のもとで進める住民自治が求められていますが、高齢化や人口減少などにより、従来のような地域の組織や活動の維持が難しくなりつつある地区も増えています。

このため、住民と行政のパートナーシップ を深めるとともに、個々の住民が地域への関心や関わりを深め「地域力」を高めていくことが必要です。

グローバル化：国境を越えて移動するようになり、世界的な規模で広がっていくこと。

スローライフ：早さ、便利さ、効率の良さなどにとらわれず、地元の食や文化を大切にしながら、心豊かな生活を送ること。

ユニバーサルデザイン：能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。

パートナーシップ：友好的で対等な協力関係のもと、共通の目的のために共に働くこと。

地域力：地域の活力や経済力、郷土愛、自治能力などの総称。

美幌町の課題

「美幌」を元気にする

美幌町の人口は、昭和 39 年(1964 年)をピークに横ばいで推移してきましたが、少子化、企業の減少や官公署の統廃合などによる労働人口の流出などで減少が進んでいます。また、通過型観光地から脱却しないまま中心市街地の空洞化が進み、まちの活気がなくなってきていることが懸念されています。

オホーツク観光の拠点「女満別空港」と隣接し、ＪＲ石北本線、国道 4 路線を有するなど、道東のインターチェンジ的役割を担い、町外出身の住民も多く、多様な人材、人的ネットワークを持つなど、美幌町には、ひと、もの、情報のさらなる交流やそれらを地域の活力に結びつける要素があります。個々の要素が協働・複合し、多様なネットワークで結ばれた交流・活動を展開することにより、美幌をもっと元気にしていくことが必要です。

また、農業を始めとする基幹産業や商工業の振興とともに、地域の安全・安心・活力などの役割を自衛隊美幌駐屯部隊が大きく担っていることから、今後とも部隊の充実整備に向けた取り組みが求められています。



「美幌」を活かし、高める

美しく壮大な景観を誇る「美幌峠」には、年間 100 万人以上が訪れ、その名が多くの人に知られています。また、恵まれた環境と農作物の育成に適した土壌では、玉ねぎや馬鈴しょなど多くの農作物を生産しています。しかしながら、美幌峠の来訪者や知名度が町内の経済振興に結びついておらず、農作物も「北海道産」の一部を担うのにとどまっています。町民の多くは美幌峠や農作物を「まちの自慢」と認識しているものの、知名度や良さをうまく活かしきれていないと感じています。

美幌町の特性を今一度見直すとともに、それらの有効活用や高度利用による付加価値の創造などに努め、町民が誇れる地域のイメージやブランドを定着していくことが必要です。



「美幌」を実感する

アンケートによると、多くの町民は美幌町での定住を望んでいます。若年層では町外に移りたいと考えている人も少なくありません。豊かな自然やひと通り整った生活環境などへの評価が高い一方、働く場の不足や医療・福祉への不安などがあげられています。

美幌町では、美幌に住むことに誇りを感じ、長生きを楽しめるまちづくりに取り組んでいますが、町全体でそのように実感・評価されるまでには至っていません。美幌町の自然や歴史、文化などで築かれた生活様式、食べ物、教育など、美幌町ならではの暮らしよさ（美幌スタイル）を再確認し、情報発信することで「住むのなら、やっぱり美幌」と実感できるまちにしていける必要があります。

「美幌」をみんなで育てる

住民自治を進めるには、行政や企業の経済力などに依存してまちづくりを進めるのではなく、そこで暮らすすべての人たちが主体的に参画し、みんなが協力して取り組んでいかなければなりません。

美幌町ではこれまでもさまざまな分野で、町民参加によるまちづくり活動が行われていますが、内容や参加者の固定化（高齢化）、形骸化もみられます。美幌をより良いまちに育てていこうという共通認識のもと、町民と行政のパートナーシップを深めるとともに、若年層をはじめ幅広い年代がまちづくりに関心を持ち、取り組む意識を育て、活動の輪を広げていく必要があります。



パートナーシップ：友好的で対等な協力関係のもと、共通の目的のために共に働くこと。

3 計画の性格

「第5期美幌町総合計画」を策定するにあたり、まちづくりのあり方について再確認を行いました。

まちづくりは

- 美幌町に住む一人ひとりが主役です。
- 美幌町に住む誰もが、参画・行動します。
- 立場や地域を超えて、みんなで協力して進めます。
- 地域の質的向上と、“暮らしよさ”“や”住むよろこび”が実感できる町民生活を追求します。また、その実感が住む人の誇りとなり、魅力となって広まることをめざします。
- 限られた労力や時間、もの(財源)を有効に活かします。

そして、美幌町のまちづくりを示す「総合計画」は、次のような性格を持っています。

美幌町のまちづくりで、最も上位に位置づけられる計画です。

「将来像」をはじめ、最も基本となるまちづくり方針を示しています。

美幌町のまちづくり全般的にわたる内容です。

長期的な視点で、まちづくり全般にかかわる内容を示しています。

町民と行政が共有し、進める計画です。

行政運営のみならず、町民や団体など民間に期待するまちづくり活動についても示しています。

美幌町の“まちづくり意志”を対外的に示す計画です。

美幌町の地理的立地条件などからこの地域で果たすべき役割を自覚し、まちづくり意志を示すものとして、国や北海道など関係機関に重視・尊重される計画です。

さらに、「第5期美幌町総合計画」を策定するにあたり、留意した点は次のとおりです。

これまでに
こだわらない
計画

- 継続性・整合性をふまえつつ、従来の領域にとらわれず、新たな課題にも対応した内容にしました。
- 現状の問題解決策に終始せず、美幌町の特性や長所・可能性を伸ばす計画にしました。
- 目に見えやすい取り組み（ハード施策）だけでなく、ソフト施策も重視した計画にしました。

誰にでも
わかる
計画

- 明確な目標と、それを達成するための手段（取り組み内容）を示し、“流れ（計画の展開）”がわかる内容にしました。
- “まちづくりの意志”が伝わるよう、努めました。
- 難しい用語は極力避け、用いるときには解説をつけました。

実行・評価
しやすい計画

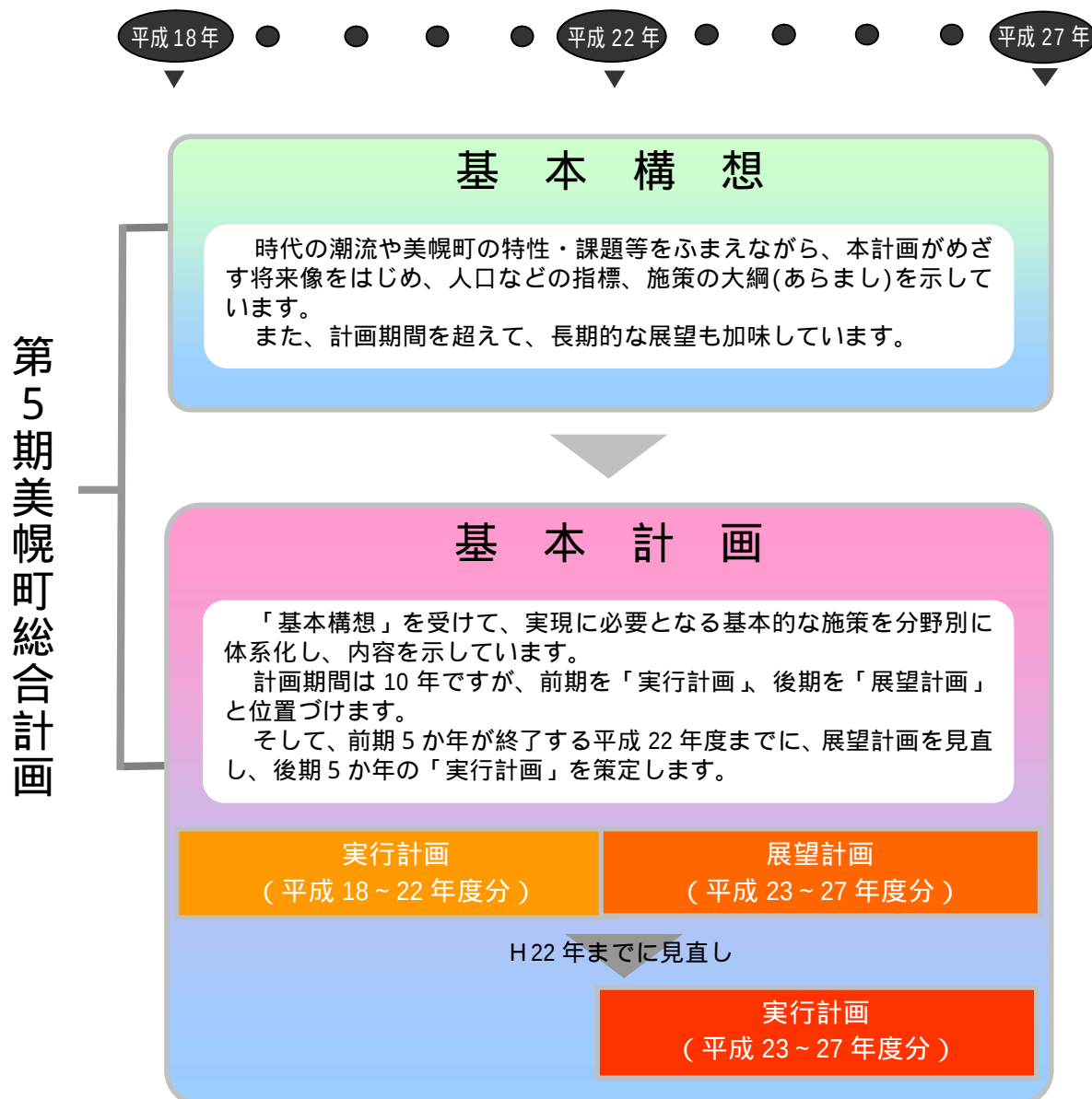
- 基本計画の内容を、前期（5年間）・後期（5年間）に分け、それぞれ「実行計画」「展望計画」として示しました。

町民と関わりが
深い計画

- 計画策定にあたっては、職員や町民の参画をできるかぎり取り入れました。
- 町民や民間企業・団体等が主体となり、行政とパートナーシップで進める活動・事業なども示しました。

パートナーシップ：友好的で対等な協力関係のもと、共通の目的のために共に働くこと。

「第5期美幌町総合計画」の構成や期間は、次のとおりです。



「第5期美幌町総合計画」を推進するにあたっては、次の点に留意します。

計画の共有

美幌町のまちづくりのテキストとして尊重・活用されるよう、町民に広く伝えます。

国や北海道、広域圏など町外にも、美幌町の「まちづくりの意志」として広めます。

進め方の工夫

事業を進めるうえで、どのようにしたら効果的・効率的かを常に考え、経営意識を持ちながら進めます。

役場内の各部局間の連携が必要な場合には、各部局の枠にとらわれず、相互に協力し、柔軟に取り組みます。

計画の具体化

町民や民間企業・団体、あるいは国や北海道が主体の内容については、連携を深めながら具体的な取り組みを促していきます。

財政運営計画と整合性を保ち、効果的・効率的な財政運営により、実効性の確保に努めます。

進行管理と評価

「基本計画（実行計画）」を具体的事業で示した「実施計画」を策定し、実施年度、実施主体、財源内訳などを明らかにします。

「実行計画」については、各事業の「進捗度^{しんちょく}（計画通り進んでいるか）」をチェックし、進行管理に努めます。

さらに、進捗状況については情報公開を進めるとともに「効果度」をチェックし、進行管理に反映します。

財政運営計画：財政の悪化に伴い、中長期的な視点に立ち、健全化に向けた取り組みを一層強化し、安定的で弾力的な行財政運営を確立するための計画。現在の計画は平成17年度から平成21年度までの5か年で、将来の財政試算を行いながら随時見直すこととしている。当初の3年間を集中改革期間とし、歳入確保策や聖域なき事務事業の見直しによる歳出削減策の具体化を図り、集中的かつ重点的な改革に取り組むこととしている。

第2章 まちづくりの方向

1 将来像

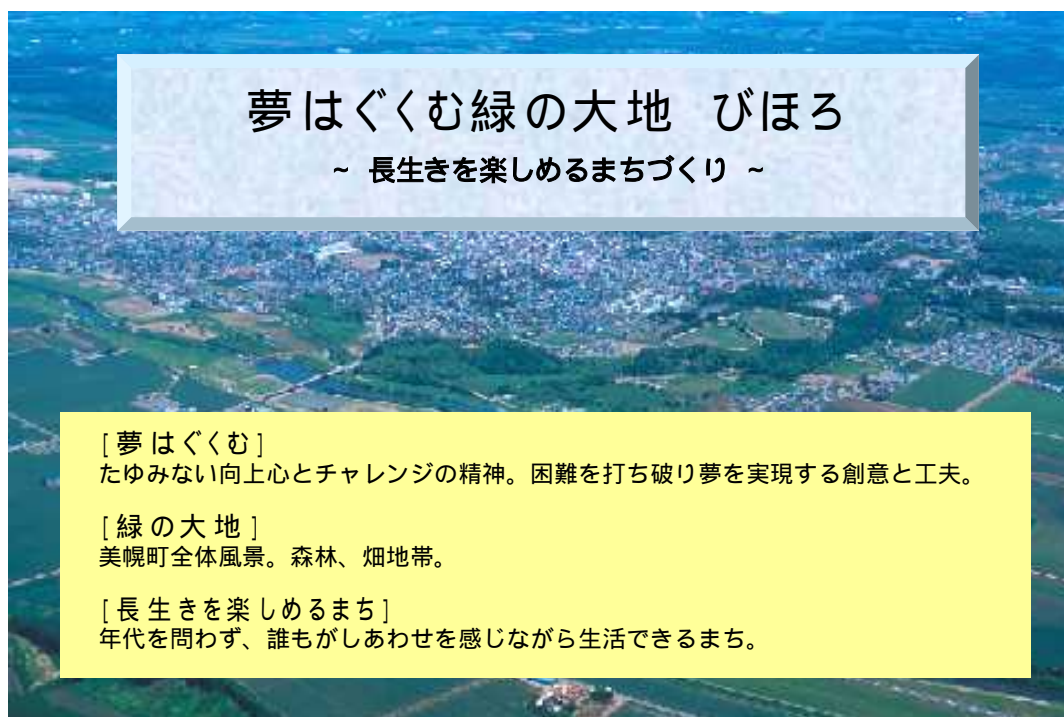
美幌町には、景勝・美幌峠や清流・美幌川など恵まれた自然環境をはじめ、交通の要衝という立地条件、町の経済や食生活を支える豊かな大地、日照時間が長く温暖な気象条件など、さまざまな特性があります。

これらの特性は町民一人ひとりにとって、美幌のすみよさや美幌の誇りとして感じる重要な要素であり、まち全体にとっても、美幌の活力を高めていく可能性を秘めていると言えます。

「住んでいることが誇りに思えるまちづくり」は全国の地方都市にとって重要な課題であり、美幌町においても、まちの特性を魅力や活力にしながら、この町に「住んで良かった」「これからも住み続けたい」と実感できるまちづくりをめざしていくことが重要と考えます。

その一方で、美幌に住む不安、不満が高まっていることも事実です。不安や不満を解消し、夢が持てる美幌となることは町民みんなの願いであり、魅力・活力づくりとともに、解消していく必要があります。

このようなことから、美幌町の将来像を次のように設定します。



そして、将来像の実現に向けた基本目標を、めざすべき美幌町の姿を表した「町民憲章」の5項目

- 「元気で働き、豊かなまちに」
 - 「たがいに助けあい、温かなまちに」
 - 「きまりを守り、明るいまちに」
 - 「環境を整え、美しいまちに」
 - 「文化を高め、しあわせなまちに」
 - 「創意と工夫を活かし、誇れるまちに」
- に、これらを進める を加えた6項目とします。

2 将来人口

美幌町の人口は、昭和39年の28,479人を最高に緩やかな減少を続け、平成17年9月末には23,059人になっています。統計学に基づいた人口推計によると、計画最終年次の平成27年度には約20,000人まで減少します。

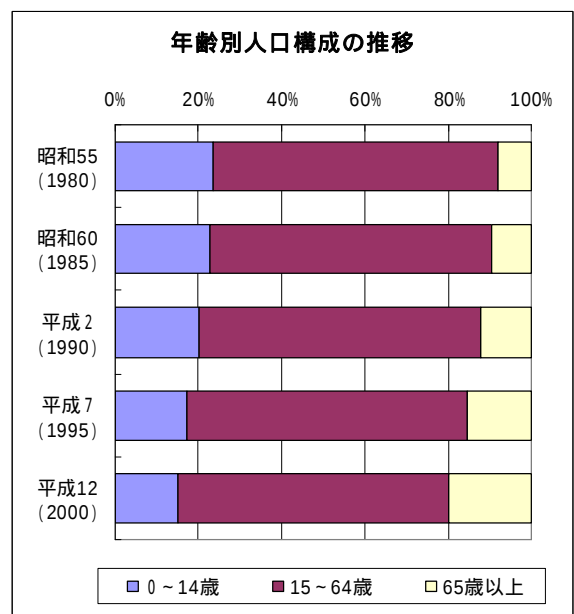
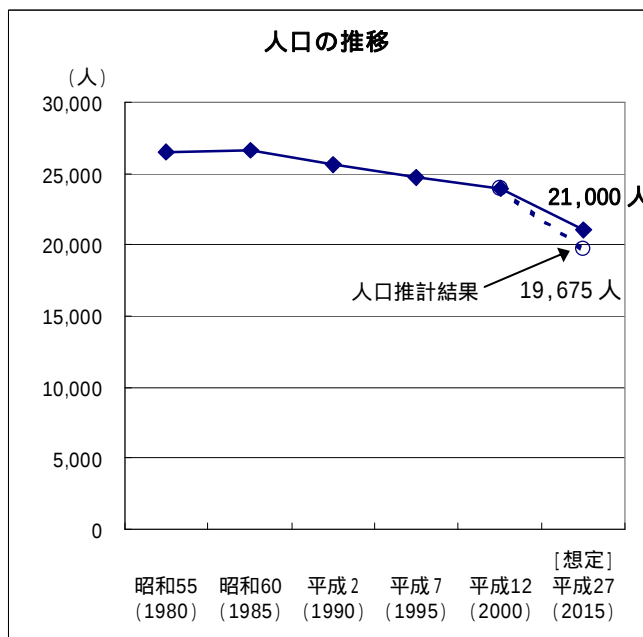
進展する少子化、雇用不足による労働人口の流出など、人口の減少は避けて通れない現実ですが、美幌町には都市機能と自然が調和した恵まれた環境、交通の利便性、雄大な観光資源など、定住や交流を促進する要素や可能性があります。

このようなことから、第5期美幌町総合計画の実現により人口減少を緩やかに抑えることとし、将来人口を21,000人と想定します。

(単位：人・世帯)

	昭和55年 (1980年)	昭和60年 (1985年)	平成2年 (1990年)	平成7年 (1995年)	平成12年 (2000年)
人 口 (総数)	26,534	26,686	25,680	24,716	23,905
0～14歳	6,225	6,054	5,135	4,279	3,606
15～64歳	18,167	18,063	17,052	16,582	15,564
65歳以上	2,142	2,555	3,043	3,847	4,733
世 帯 数	7,969	8,089	8,280	8,499	8,760
1世帯当たり人員	3.33	3.30	3.10	2.91	2.73

人口(総数)と階層別人口の合計との差は年齢不詳の人数です。



人口推計結果：コーホート変化率法（1985～2000年の国勢調査を利用）で推計した数値です。

第3章 まちづくりの基本目標

「美幌町民憲章」は、美幌町の永遠のまちづくり目標です。この「第5期美幌町総合計画」ではこの町民憲章に沿って、次のような方向で、これから10年間のまちづくりを進めていきます。

元気で働き、豊かなまちに

まちづくりの基本は、そこに住む人たちが心身ともに元気であることです。そしてそのためには、働く場や社会参加の場が多くあることが望ましいと考えます。

近年、まちの活力がなくなっていることが懸念されていますが、年代を問わず一人ひとりの健康を高め、産業を振興することにより、人もまちも元気なまちづくりをめざします。



たがいに助けあい、温かなまちに

美幌町民として生活していくうえで、家庭はもとより地域の中での支えあいは欠かせないものです。

少子高齢化、核家族化の進むなか、快適さとともに温かさが美幌町に求められているなか、子育てや福祉、地域活動などでこれからも、相互に支えあえるまちづくりを進めます。



きまりを守り、明るいまちに

「安全」「安心」は日々の美幌町民の生活のなかで重要な要素であり、それらをみんなで認識し、高めていくことが大切です。

これまで大きな自然災害もなく、立地上の安全性は高いと言えますが、これからも地域防災対策を進めていくとともに、交通事故や犯罪などを未然に防ぐまちづくりを進めます。



環境を整え、美しいまちに

豊かな自然は美幌町民の誇りであり、次代へと引き継いでいかなければなりません。一方、より快適で便利な生活環境の整備が求められるなか、「環境と生活基盤の共生」を、まち全体で考え、取り組んでいく必要があります。

環境負荷や生態系に配慮しながら生活基盤を整備し、自然の美しさと生活環境の快適さ、便利さを兼ね備えたまちづくりをめざします。



文化を高め、しあわせなまちに

美幌町には豊かな自然以外にも、長年培われた歴史や地域の特性を活かした美幌ならではの文化があります。これらは、美幌らしさや美幌の良さを語るうえで重要なものであり、これからもみんなで共有していくことが大切です。

文化やスポーツ、教育の場を通じて、心身の健康や知識・学力の向上とともに、「美幌文化」をより高めていくまちづくりを進めます。



創意と工夫を活かし、誇れるまちに

まちづくりへの課題が山積している今日、行財政を推進する役場はもとより、美幌で生活している町民すべてに、創意と工夫が求められています。

まちづくりに関するさまざまな情報を共有しながら行政と町民の連携を深め、一人ひとりの知恵や行動力が反映されるまちづくりを進めます。



第4章 基本目標の実現について

1 元気で働き、豊かなまちに

(1) 健康を保つ

町民一人ひとりが自分の健康を守れるように、健康管理や健康維持・増進を促進し、医療体制の充実に努めます。

保健	■ 保健福祉総合センターを拠点に、各種検診や相談・指導などを通じて健康管理に努めるとともに、健康維持・増進を促進します。
医療	■ 町民の医療ニーズをふまえ、国民健康保険病院の充実に努めます。 ■ 救急医療、広域医療に関する体制の維持、向上に努めます。

(2) 活力ある産業を振興する

農林業の経営安定、商工業の活性化と新たな産業の創出、滞留型観光や他産業と結びついた観光の展開など、地域資源をさらに活用し、新たな動向やニーズをふまえた産業の振興をはかります。

農業	■ 生産性の高い農業基盤を確立し、農畜産物の安定生産を進め、経営の体質強化を図ります。 ■ 担い手の育成と確保を図り、将来にわたり持続可能な強い農業づくりを推進します。 ■ 環境と調和した活力ある農業を進め、安全で安心な農畜産物の生産、供給を図ります。
林業	■ 環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。 ■ 森林の多面的な機能を有効的に活用し、町民による森づくりの場やふれあい・育てる機会の拡充に努めます。
工業	■ 地元既存企業の育成と第1次産業など他産業の連携により、経営の安定化を図ります。 ■ 産業の創出と企業の誘致により、経済活性化を図ります。
商業	■ 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、商業の振興を促進します。 ■ 中心市街地活性化基本計画に基づき、TMOと一体となった中心市街地活性化事業を展開します。 TMO：中心市街地の活性化のためにさまざまな活動や企画調整を行う組織。
観光	■ 観光資源や施設を有効活用し、観光客の増加や滞留型観光を進めます。 ■ 農業や商業など、他分野との連携で裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。
産業創造	■ 本町の地域資源をベースに、あらゆる団体との連携を深めながら地域特産の開発、育成を促進します。 ■ 技術習得の支援や労働対策を通じて、雇用の拡大や労働環境の向上を促進します。

2 たがいに助けあい、温かなまちに

(1) 次代を担う子を育てる

家庭や地域も含む子育てに関する関係機関の連携を深め、年齢や場に応じた子育てができるよう、総合的に支援します。

児童福祉	■ 関係機関の連携を深め、子育てに関する支援を総合的に進め、子育ての負担軽減や不安の解消に努めます。 ■ 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めます。
保育	■ 多様な保育ニーズに対応したサービスや取り組みを進め、子育てを支援します。
青少年育成	■ 関係機関の連携のもと、「地域の子どもは地域で育てる」という視点で、青少年健全育成を町全体で進めます。

(2) 地域で支えあう

町民の理解と協力を得ながら地域福祉の考え方を広めるとともに、高齢者福祉の推進や障がい者の生活の支援、社会保障の充実に努めます。

地域福祉	■ 町民一人ひとりが地域福祉に関する理解を深め連携しながら、地域福祉を進めます。
高齢者福祉	■ 高齢社会への対応を町全体で考え、高齢者福祉を総合的に進めます。 ■ 高齢者の健康づくりや自立生活を支援するとともに、介護や援護が必要な方へサービス充実に努めます。 ■ 高齢者が長生きを楽しめるよう、社会参加や生きがい活動を促進します。
障がい者福祉	■ 障がい者が地域で安心して生活できるよう支援します。 ■ 介護者の心身の不安や負担の軽減に努めます。
社会保障	■ 国民健康保険事業の健全な運営をめざし、医療費の抑制、適正化に努めます。 ■ 低所得者の自立支援を進めます。

(3) みんなでまちを育てる

地域ごとの活動から町全体の活動まで、性別・年代を問わず多くの人がまちづくり活動に関わるよう促進します。また、国内外の地域間交流を通じて、人づくりや地域の活性化を進めます。

コミュニティ	■ 自治意識の高い地域づくりをめざし、コミュニティ活動を促進します。
住民活動	■ 多くの町民がまちづくりに参加できるよう、まちづくりに関する自主的な活動を幅広く支援します。
地域間交流	■ 本町と交流のある国内外の地域とのネットワークを大切にしながら、人材育成や地域の活性化に結びつくよう、交流を進めます。 ■ 国際化に対応できる人材育成や環境整備に努めます。
男女共同参画	■ 性別にかかわらず、男女が社会において対等な立場を確立し、あらゆる分野とともに参画できる男女共同参画に向けた取り組みを進めます。

3 きまりを守り、明るいまちに

(1) 安全なまちにする

交通安全や防災、防犯などに対する町民の意識を高め、発生を未然に防ぎます。発生時には、すみやかな対応をめざします。

交通安全	■交通安全に対する意識を高めるとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の発生を未然に防ぎます。
消防・救急	■火災を防ぐ意識を高めるとともに、発生時には迅速に対応できる消防体制の強化に努めます。 ■人員や設備面での充実、町民への救命知識の普及により、救急・救助体制を充実します。
防犯、消費者保護	■町民の防犯意識をより一層高め、地域ぐるみでの防犯に努めます。 ■消費者に対する啓発、教育、情報提供などにより、消費生活問題を未然に防ぎます。

(2) 災害に強いまちにする

自然災害に対する町民の意識を高めるとともに、未然に防ぐ町全体の環境整備や地域ごとの防災対策を強化します。

防災	■災害への意識を高めつつ、関係機関との連携を深め、地域防災対策に努めます。
国土保全	■自然生態系に配慮した治山や治水、河川改修を進め、自然災害を未然に防ぎます。



4 環境を整え、美しいまちに

(1) 自然環境を大切にす

自然環境と生活が調和するまちづくりに町全体で取り組みます。その一環として特に、ごみや下水道(し尿)の適切な処理、リサイクルの推進に努めます。

環境共生、 自然保護	■ 環境負荷の軽減や自然環境の保護に努め、環境共生のまちづくりを町全体で進めます。
ごみ処理、 リサイクル	■ 町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化とリサイクルをめざします。
下水道(し尿) 処理	■ 処理体制を充実し、生活排水、し尿の適切な処理に努めます。

環境共生：人間も生態系の一部であることをふまえ環境への負荷をなるべく減らして生活をしていくこと。

(2) うるおいを高める

環境美化や景観向上、緑化に向けた取り組みや、公園・緑地の整備、維持管理などを、町民の理解と協力を得ながら進めます。

環境美化、 景観	■ 町民、各団体の理解と協力を得ながら、環境美化や景観の向上に向けて取り組みます。
公園・緑地 (緑化)、墓地	■ 公園の整備や適切な維持管理に努めるとともに、植樹や花だん整備などへの町民の参画を得ながら緑化を進めます。



(3) 快適な基盤をつくる

町全体の土地利用や地域の実情に応じた整備を計画的に進めるほか、住宅や水道、道路、公共交通機関、除雪体制など、町民の生活を支える基盤整備や生活環境の向上に努めます。

土地利用、 市街地や 農村の整備	■ 限りある土地を有効に活用し、次代へと引き継ぎます。 ■ 市街地や農業地域など、それぞれの実情や特性をふまえ、基盤整備を推進します。
住宅・宅地	■ 入居ニーズをふまえ、公営住宅の整備を計画的に進めます。また、民間と連携し、より良い住環境の整備に努めます。
水資源、 水道	■ 良質な水資源を確保し、安定した水の供給に努めます。
道路	■ 交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるため、国道・道道の整備を国や道に要請します。 ■ 町道における車両および歩行者の安全を確保するとともに、維持補修を計画的に行います。
公共交通	■ 関係機関との連携を深め、公共交通機関の拡充や利便性の向上に努めます。
除雪	■ 地域住民の理解と協力を得ながら、効率的・効果的な除雪を進め、安全を確保します。



5 文化を高め、しあわせなまちに

(1) 生涯学習 で生きがいを持つ

生涯学習のまちづくりを総合的に進めるとともに、町民が誰でも気軽に文化・芸術やスポーツに親しめる環境づくりに努めます。

生涯教育 (社会教育)	■町民の学習活動を奨励、促進するための環境づくりを総合的に進めます。また、学習成果がまちづくりに活かされるように努めます。
文化・芸術	■町民が文化芸術に親しめるよう、活動の場や鑑賞機会の充実に努めます。また、文化財や郷土資料を収集、保存し、次代に継承します。
スポーツ	■スポーツを通じて心身の健康が促進されるよう、生涯スポーツの普及に努めます。

生涯学習：自己の充実・啓発や生活の向上のため、個人の自発的意志に基づき、あらゆる生活の場において行われる学習活動であり、必要に応じ、自己に適した手段・方法を選択し、生涯を通じて行われる。

(2) 地域に根ざした学校教育を進める

基礎的な学力の向上や教育環境の充実に加え、地域の資源や特性を活かした教育の推進に努めます。

幼児教育、 学校教育	■時代に応じた教育環境や教育水準の向上を図るとともに、地域資源を活かした教育内容の充実に努めます。
---------------	---



6 創意と工夫を活かし、誇れるまちに

(1) 情報を共有し、ともに進める

情報化に対応した基盤整備やその活用を進めます。また、広報や広聴、住民参加を通じて、町民と行政の情報共有や意見交換を促進します。

情報通信	■ 情報化に対応できる基盤整備を進めるとともに、情報技術を有効に活用したまちづくりを進めます。
広報・広聴、住民参加	■ 広報・広聴、住民参加を通じて、行政と町民の情報共有や住民参加のまちづくりを進めます。また、プライバシー保護を確保しながら情報公開に努めます。

(2) 創意ある運営をめざす

効率性や効果度の重視に加え、地域の実情やニーズに立脚した、創造性豊かな行財政運営、広域連携の推進に努めます。

行財政	■ 効率的で適正な行政運営に努めるとともに、中長期的な視点で財政の構造改革を進めます。
広域連携	■ 関連自治体等との連携により、効率的で効果的な広域行政を進めます。



基本計画

第 1 章 元気で働き、豊かなまちに

第 1 節 健康を保つ

1 保健

(基本的な考え方)

- 保健福祉総合センターを拠点に、各種検診や相談・指導などを通じて健康管理に努めるとともに、健康維持・増進を促進します。

施策	現況と課題
総合的な体制の充実	平成 12 年に「保健・医療・福祉ネットワーク基本計画」を策定し、総合的な体制の充実に努めてきました。平成 16 年には保健福祉総合センター「しゃきっとプラザ」がオープンし、保健・福祉活動の拠点として利用されています。 今後も、基本計画を段階的に進め、関係機関との連携をより一層図っていくことが必要です。
保健予防、保健指導の推進	本町における死亡者の死因は、全国傾向と同様、悪性新生物(がん) 心疾患が上位を占めています。また、食生活の変化や運動不足による生活習慣病が増加傾向にあります。ライフステージ に応じた保健予防・指導を進め、日常生活での健康意識を高めていくことにより、疾病を予防していくことが必要です。
介護予防の推進	高齢化が進むなか、介護予防は重要な課題であり、町民の関心も高まっています。 健康維持とともに、各分野・関係機関が連携して認知症 等の早期発見や状態悪化を防ぐ対応を行っていくことが求められています。
健康づくりの推進	近年、健康維持や健康づくりへの関心が高まっています。「しゃきっとプラザ」にはトレーニング機器や水中運動が行える設備があるほか、健康づくりにつながる各種教室を開催しており、町民の健康づくりを支援しています。 施設の利用や各種教室への参加に加え、地域や家庭での運動、食生活の改善など自己管理の向上を図り、より多くの人々が健康づくりへの関心を高めていくよう促進していくことが必要です。

主な取り組み内容

■地域保健医療福祉情報システム の構築

地域保健医療福祉情報システム：保健・医療・福祉分野の情報の共有化や、相互に情報交換できるシステムで、情報のネットワーク化により、効率的で関係機関が連携のとれたサービスの提供をめざすもの。

■総合的で連携を強化した地域保健、学校保健、職域保健の推進 ■成人の歯科検診の実施

ライフステージ：人の一生を段階ごとに区分したもの。幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など。

■介護予防マネジメント 体制の確立 ■栄養改善など新たな介護予防メニューの実施 ■地域ぐるみでの軽度認知症の早期発見 ■認知症に関する地域サポート体制の整備

認知症：脳血管疾患やアルツハイマー病などが原因で、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が慢性的に減退し、日常生活に支障をきたした状態。（従来の「痴呆症」という用語に替わる言葉）

■自治会など地域における健康づくり活動の促進 ■ヘルスリーダー の育成と自主的活動の促進 ■肥満解消に向けた食生活改善の推進

介護予防マネジメント：介護の予防と悪化防止のため、対象者への状態の一次評価、介護予防ケアプランの作成、サービス提供後の再評価、事業評価などを行うこと。

ヘルスリーダー：ヘルスリーダー養成講座を受講し、自らの健康に関心を持ち、健康的な生活習慣を実践するとともに地域における健康づくりのリーダーとして主体的に取り組む人。

2 医療

（基本的な考え方）

- 町民の医療ニーズをふまえ、国民健康保険病院の充実に努めます。
- 救急医療、広域医療に関する体制の維持、向上に努めます。

施策	現況と課題
国民健康保険病院の充実	美幌町立国民健康保険病院は平成 12 年度に改築し、周辺自治体を含めた地域の基幹病院としての役割を担っています。課題であった経営改善については、改善目標に基づき実施した結果、赤字経営が解消されました。 地方の医師が不足しているなか、当院においても診療科目が減少し、派遣医師に依存している状況です。救急医療や人工透析のニーズが高まっており、医師の常勤化が課題となっています。
広域医療体制の充実	国保病院は広域的な医療圏のなかでも基幹病院としての役割を担っており、近年ニーズも高まっています。 今後も周辺の病院、診療所との連携を深め広域医療体制を強化していく必要があります。
救急医療体制の充実	国保病院は救急告示病院の指定を受け、24 時間救急医療に対応しています。また、医師会による在宅当番医制により初期救急医療体制を確保しています。 人員の確保や連携の強化により、体制の維持・向上に努めていくことが求められています。

主な取り組み内容

- 固定医師の確保
- 新たな診療科の検討
- 医療ソーシャルワーカー による相談充実
- 地域包括ケア の推進（保健・福祉との連携）

- 病診、病病連携 の推進
- 広域医療組織の設立検討

- 国保病院における救急医療体制の充実

医療ソーシャルワーカー：医療分野におけるソーシャルワーカー。治療を進めて行く上で持つ不安や心配ごとを聞き、解決へ向けたアドバイスを行う専門職。

地域包括ケア：病院を中心に保健・福祉分野との連携により、早期診断、予防活動、退院後のリハビリ、老健・介護施設でのケア、訪問診療などを一体化し、総合的に健康管理を行うサービス。

病診、病病連携：より良い医療の構築のため、病院と診療所、他の病院が協力して、よりよい医療を提供すること。

初期救急医療体制：地元医師会を中心に休日の比較的軽症な患者の医療を担当で担当する救急医療体制。そのほか、国保病院のように昼夜を問わず発生する急病や事故等で手術・入院を必要とする重度の患者に対応する2次救急医療機関、北見赤十字病院のような高度な医療体制の3次救急医療機関がある。

第2節 活力ある産業を振興する

1 農業

(基本的な考え方)

- 生産性の高い農業基盤を確立し、農畜産物の安定生産を進め、経営の体質強化を図ります。
- 担い手の育成と確保を図り、将来にわたり持続可能な強い農業づくりを推進します。
- 環境と調和した活力ある農業を進め、安全で安心な農畜産物の生産、供給を図ります。

施策	現況と課題
生産基盤の保全・整備	本町の基幹産業は農業であり、農業の歴史とともに歩んできています。現在は畑作中心で、小麦、馬鈴薯、甜菜がその多くを占めています。効率的かつ安定的な農業を展開するには優良農地の確保が最大の基本であり、そのためには環境との調和に配慮しながら、基盤整備や地力増強に向けた取り組みを進めていくことが必要です。
担い手の育成・確保と生産性の向上	輸入農産物の増加や国内の他産地に対抗するためには、消費者のニーズや需要の動向に即した、安全・安心で良質な農産物を安定的に、低コストで供給することが重要です。 経営感覚に優れた担い手を育成・確保するとともに、農地流動化の促進や農作業の共同化などを進め、生産体制の効率化を促進していくことが必要です。
新たな農業の展開	本町では農業所得の向上を目的として野菜、花きなどの収益性の高い作物の導入を進めてきました。今後も多様化する消費者のニーズを把握するとともに、低コスト流通システムの構築や化学肥料や農薬の使用を抑制し、環境に配慮した「クリーン農業」の推進、付加価値向上を目的とした農家の直接販売や加工など、地産地消の取組や農作物のブランド化を図っていくことが必要です。
畜産の振興	酪農は作業の省力化による労働時間の短縮や老朽化している飼養施設の改善、衛生的で良質な生乳の生産などが課題となっています。肉用牛は飼育管理技術の向上をめざし、高品質な肉用牛の生産を推進するとともに、低コストで良質な牛肉の生産体制を整備することが必要です。 美幌峠牧場については、飼養管理技術の向上とともに、有畜農家の省力化と生産コストの軽減に向けた取り組みが求められています。

主な取り組み内容

- 新規土地改良事業 の推進
 - 道営担い手畑地帯総合整備事業 の推進
 - 地力増強対策事業 の推進継続
 - 国・道による整備施設の更新、管理の要望
 - 農地保全の推進
 - 一般農作物原・採種圃設置対策の推進継続
 - 農村地区環境保全対策事業 の促進
 - 農業生産活動環境対策事業 の促進
-
- 農地流動化 対策の推進
 - コントラクター の導入
 - 農業情報ネットワークの推進
 - 農業経営に関する支援体制の充実
 - 農作業の共同化・農業機械の共同利用の推進
 - 法人化の推進
 - 集落営農 の推進
 - 新規就農者等への支援
-
- 地域特産作物振興育成の推進
 - みらい農業センターによる新規農作物の実証展示
 - 人参洗浄選別施設の整備
 - 馬鈴薯集出荷貯蔵施設の整備
 - 地場産農産物の消費拡大
 - クリーン農業の推進
 - グリーンツーリズム の推進
-
- 乳用牛検定 の推進
 - 酪農ヘルパーの利用促進
 - 公共牧場利用の促進
 - 家畜防疫衛生対策 の推進
 - 肉用牛の生産振興

土地改良事業:農業の生産性の向上のため、農地の土質や水はけの改良、急傾斜農地の再整備、小さな畑地をまとめて集約化するなどの事業。

道営担い手畑地帯総合整備事業:農業用水・排水施設や農道の整備、農地の区画整理、集落環境の整備など農業の生産の基盤を総合的に整備する事業。

地力増強対策事業:土壌診断に基づいた適正な肥料管理と堆肥や緑肥を導入し地力を高めるための事業。

農村地区環境保全対策事業:農家住宅・地域集会室等の周辺整備(花壇など)廃屋の撤去や傾斜農地を平らにした際の斜面の緑化などを推進する事業。

農業生産活動環境対策事業:農業用廃プラスチックや廃農機具、廃棄農産物などを適正に処理する事業。

農地流動化:将来も確保すべき優良農地が離農などにより遊休化や耕作放棄地とならないよう農業者に集積すること。

コントラクター:さまざまな農作業を行う農作業請負組織。

集落営農:集落を単位として、生産行程の全部(又は一部)を共同で取り組む営農活動。

グリーンツーリズム:都市と農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

乳用牛検定:生乳生産の品質向上を図るため、生乳を検査し乳質の改善を図るための事業。

家畜防疫衛生対策:家畜(牛・豚・鶏等)の伝染病の発生・拡大を未然防止するための対策。

2 林業

（基本的な考え方）

- 環境に配慮した持続的な森林整備を推進するとともに、林産業や林家の経営安定や付加価値向上に努めます。
- 森林の多面的な機能を有効的に活用し、町民による森づくりの場やふれあい・育てる機会の拡充に努めます。

施策	現況と課題
森林の整備	本町の森林は総面積の約 6 割を占めており、その多くはカラマツの人工林です。 森林の公益的な機能の発揮や資源としての価値を高め活用するためには、計画的な森林管理を行うことが必要です。
付加価値の向上	平成 17 年に取得した国際基準である「F S C 森林認証」の推進など、今後も、環境に配慮した森林から生産された木材・木製品の付加価値の向上を図るとともに、消費者に対して環境材としての理解と利用を促進していくことが必要です。
経営の近代化・効率化の推進	担い手不足と高齢化による林業労働者の減少のほか、安価な外国産材の輸入増加や産業・消費構造の変化などによる木材価格の低下など、林業を取り巻く環境は厳しい状況となっています。林家による林業グループの結成や木材業界による協同組合化などが行われていますが、事業規模が小さいため、今後も組織の強化や効率化、省力化、近代化に向けた取り組みを促していくことが必要です。
森林の有効活用	近年は、良質な水を河川に供給するなど森林の果たす公益的な機能の重要性が評価されつつあります。本町においても、みどりの村など森林に親しめる場を通じて、多面的な有効活用を考えていくことが大切です。

主な取り組み内容

- 森林環境保全整備 の推進
 - 町有林造成の推進
 - 野そ駆除 の推進
 - 森林管理に必要な林道整備の継続
-
- 森林認証林の拡大
 - F S C 森林認証取得等による地域材のブランド化
 - 地材地消による地場産材の利用推進
 - C o C 認証取得の推進
-
- 林業グループの育成・組織強化の推進
 - 林産物加工施設整備の推進
-
- 未来を拓く森林づくり事業の推進
 - 森林浴、森林セラピー などへの活用研究

森林環境保全整備: 森林の持つ多面的な機能を発揮するために、造林、下刈り、除間伐や作業路の整備など適切な森林の整備・保全。

野そ駆除: 植林した苗木が野ネズミによって食害を受けることを防止するため、薬剤を散布して駆除すること。

F S C 森林認証: Forest Stewardship Council(森林管理協議会)が適正な森林管理が行われていることを一定の基準によって審査・認証すること。

C o C 認証: F S C 森林認証を受けた森林の木材・林産物を加工・流通させるため、他の製品と混ざらないよう適切に管理されたものを証明する制度。

森林セラピー: 森林が持つ癒し効果を健康増進やリハビリテーションに役立てる森林療法をいう。

3 工業

（基本的な考え方）

- 地元企業の育成と第1次産業などの他産業との連携により、経営の安定化を図ります。
- 産業の創出と企業の誘致により、経済活性化を図ります。

施策	現況と課題
工業の振興	本町の工業は、食品加工など基幹産業の農業と関連したものが多く、市場において高い評価を得ています。そのほか、鉄筋・鉄骨やコンクリートなどの建設資材工場の立地、電子部品などの精密機械工場、自動車・農機具整備工場などがあり、地域経済の活性や地元の雇用の創出に貢献しています。今後も、経営の安定や発展を促進していく必要があります。
企業誘致の推進	工業用地の環境整備や関連調査など企業誘致に取り組んでいますが、景気の低迷により企業進出数が伸び悩んでいます。 今後も、本町の特性を全面的にPRした誘致活動が必要です。

主な取り組み内容

- 経営相談・指導の強化
 - 研究活動の充実
 - 異業種間交流の推進
 - 稲美工業用地利用促進
 - 技術改善に対する支援整備促進
-
- 企業誘致推進育成協議会 の充実
 - 工業用地の環境整備の推進
 - 町の資源や特性を活かせる企業の誘致

企業誘致推進育成協議会：企業誘致の推進と既存企業の育成振興を目的に、商工会議所役員・議員、町議会議員、知識経験者の委員で構成し調査研究と誘致育成活動を行っている。

4 商業

（基本的な考え方）

- 商店の経営基盤の強化やサービス向上など、町民の生活を支える商業の振興を促進します。
- 中心市街地活性化基本計画 に基づき、TMO と一体となった中心市街地活性化事業を展開します。

施策	現況と課題
経営基盤の強化、経営の近代化	交通の利便性が良い本町は、近隣市町村の商業圏となっています。しかし、北見市などへの購買客流出や町内における大型店舗の進出などにより、既存商店の経営環境は厳しい状況です。 サービスなどソフト面の向上により地域に密着した店舗として魅力を高めるよう促進していく必要があります。
商店街の魅力向上	町内には5つの商店街があり、中心市街地を構成しています。中心市街地の商店の空洞化が進む一方、借上公営住宅の整備により中心市街地に移住する高齢者が増え、今後は空店舗などの利用促進が求められています。 このような中、平成16年に「中心市街地活性化基本計画」を策定し、市街地の整備改善と商業の活性化を一体的に進めています。 今後も計画に基づき魅力ある商店街づくりを進めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 中小企業融資・助成制度の充実
 - 経営相談・指導の強化
 - 販路拡大にかかる支援・強化
 - 協同組合 の組織化
 - 新規起業者に対する支援制度の充実
-
- テナントミックス管理計画 の策定
 - 空店舗の活用促進
 - 商店街の景観形成に関する調査、検討
 - にぎわいの駅 整備に関する調査、検討
 - ポイントカードシステム の検討
 - 商店の情報発信の推進

中心市街地活性化基本計画：市街地の整備改善と商業の活性化などを一体的に推進し、中心部と郊外部がバランスよく発展することを目的につくられた計画。（平成 16 年策定）

TMO : Town Management Organizationの略で、中心市街地の活性化のためにさまざまな活動や企画調整を行う組織。

協同組合：人びとの結びつきによる自治的な共同組織。人びとが共通の経済的・社会的・文化的なニーズと願いを実現するために自主的に手をつなぎ、事業体を共同で所有し、組合員による民主的な管理運営を行っていく相互扶助組織。

テナントミックス管理計画：消費者ニーズ、ライフスタイルの変化に対応して不足する業種、業態を計画的・効果的に配置し、中心市街地の集客力向上を図る計画。

にぎわいの駅：大通地区にテナントミックスに資する店舗を建設し、インフォメーション機能を兼ね備えた休憩施設を併設することにより、中心市街地の核施設として賑わいのある商店街づくりをめざす取り組み。

ポイントカードシステム：買物によってポイントを与え、貯まったポイントを消費者に還元するなど、消費者へのサービス拡大や町外への消費流出を抑えるため導入するカードシステム。

5 観光

（基本的な考え方）

- 観光資源や施設を有効活用し、観光客の増加や滞留型観光を進めます。
- 農業や商業など、他分野との連携により裾野の広い観光を展開し、地元産業の活性化を図ります。

施策	現況と課題
総合的な推進体制、ビジョンの確立	阿寒国立公園に指定されている「美幌峠」は本町を代表する観光地であり、道東観光の入口となっています。年間 100 万人以上が訪れていますが、通過型観光となっており、滞留型観光への転換が望まれています。 知床の世界遺産登録により道東地域全体の集客増が望まれるなか、本町での観光・滞在を促す取り組みを総合的に進めていくことが求められています。
既存施設や観光資源の保全、有効活用	町内には、自然豊かな「みどりの村」をはじめ、日帰り入浴施設「峠の湯びほろ」、平成 14 年に改築し、道の駅に登録された「美幌峠レストハウス」などの観光施設があります。滞在型観光をめざすためにも、既存施設の魅力化や利便性を高めていくことが重要です。 ほかにも、「美幌峠」に代表される景勝地や美しい景観があり、本町をアピールする観光資源として、適切な保全と活用が求められています。
観光情報の提供、サービスの向上	本町内の観光資源は分散しており、「美幌峠」を訪れた観光客が通過してしまうなど、滞在型観光が進まない要因の一つとなっています。 町内の観光情報については、ホームページや情報誌などで広く提供するように努めていますが、情報の一元化や提供方法の拡充を図っていくことが必要です。 また、情報に加えてサービスや接遇などのソフト面の充実も重要であり、国内に加えて国外からの観光客の誘致や対応が求められるなか、全町で取り組んでいく必要があります。
観光イベントの魅力向上	本町では、広大な網走川の河川敷で行われる「観光和牛まつり」など、近隣市町村からも多くの人々が訪れるイベントがあるほか、美幌峠を拠点にパラグライダーなどスカイスポーツも行われています。今後も、参加して楽しむイベントの実施を含めた内容の充実が求められています。
地域特性を活かした観光の推進	本町では、みどりの村を拠点に「感動体験 美幌ツーリズム」に取り組んでおり、農業施設見学や農産物収穫体験などを通じて都市と農村の交流を行っています。また、本町を含む東オホーツク地域では、景観の特性を活かした取り組みなどが広域的に進められています。 また、基幹産業である農業との連携など、地域の特性を活かした観光産業の発展や広域的な連携による観光資源の一層の活用が求められています。

主な取り組み内容

- 観光ビジョン の策定
- 観光に係る企業、団体との連携強化
- 広域観光に対応する関係団体の連携強化

- 既存施設の利用促進（みどりの村、峠の湯びほろ、美幌峠レストハウスなど）
- 宿泊施設の誘致
- 美幌峠、美幌川などの観光資源の保全

- 観光情報システムの推進
- 観光ホスピタリティ（もてなしの心）の向上
- 国際化に対応した観光案内板の充実やガイドの養成

- 観光イベント・体験企画の充実

- グリーンツーリズム の推進
- 特産品・土産品の開発
- シーニック・バイウェイ の推進

観光ビジョン:本町の課題である通過型観光から滞在型観光・体験型観光への転換、地場産品の付加価値を高める特産品の開発など、今後の観光のあり方について示す計画。

グリーンツーリズム:都市と農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

シーニック・バイウェイ:「景観のよい」を意味する Scenic と、「脇道」を意味する Byway を組み合わせた言葉。景観・歴史・文化・自然・建築などの地域の魅力を「道」でつなぎ、美しい景観づくりや魅力ある地域づくりをめざす取り組みを進めている。

6 産業創造

（基本的な考え方）

- 本町の地域資源をベースに、あらゆる団体との連携を深めながら地域特産の開発、育成を促進します。
- 技術習得の支援や労働対策を通じて、雇用の拡大や労働環境の向上を促進します。

施策	現況と課題
地域特産の育成	本町では、地方資源活用型の工業が発展するなど、地域資源の活用がみられますが、「美幌町の特産品」としてのイメージが薄いのが現状です。 地域のイメージを高め、地域の経済にも影響を及ぼす地域ブランドへの期待は、本町でも高まっています。品質の高い農畜産物、高い日照率や良質で豊かな水資源など、地域の特性を活かした特産品を開発し、本町全体のイメージアップにつなげる必要があります。
地域特産の PR、販売	物産の販路については、物産に係る団体、生産者や販売者との連携により、町外、道外に工夫を凝らし、取り組んでいます。今後は、それぞれの団体の連携や、観光と物産が連携した観光物産協会を中心とした販路拡大が求められています。
雇用、労働対策の推進	景気の低迷が長期化するなか、勤労者をとりまく環境は向上されていません。本町では、勤労者に対する資格取得のための助成等を行っていますが、厳しい雇用状況が続くなか、新たな産業に結びつくための技術の取得支援などによる雇用の促進が求められています。

主な取り組み内容

- 研究機関、大学等との連携による開発支援
- 地域特産品の現状把握と連携会議の設立

- 地場産品等の販路拡大
- 物産展・物産関連イベントの参加促進

- 技術の取得支援による雇用の促進
- 地域雇用創造支援事業 の推進

地域雇用創造支援事業：地域の雇用創造に自発的に取り組む市町村等の取組を促進・支援することを目的として、経費の一部を国が助成する取り組み。

第2章 たがいに助けあい、温かなまちに

第1節 次代を担う子を育てる

1 児童福祉

(基本的な考え方)

- 関係機関の連携を深め、子育てに関する支援を総合的に進め、子育ての負担軽減や不安の解消に努めます。
- 安心して子どもを生み育てることができる環境づくりに努めます。

施策	現況と課題
子育てに関する 相談・指導の充実	町内には、子育て支援センター「ぽかぽか」や母子通園センターなどがあり、子育てに関する相談や指導を行っているほか、「美幌町次世代育成支援行動計画」に基づき、子育てに関する総合的な取り組みを進めています。 子育てへの不安や悩みを抱える親が増えているなか、子育てに関する情報提供や相談・指導、親相互のネットワークづくりなどをより一層促進していくことが求められています。 家庭外の保育や教育が充実する一方、引きこもりや家庭内暴力、児童虐待などが増えており、社会的問題になっています。乳幼児健診などの機会を通じてこれらを未然に防いでいくことが必要です。
母子の健康管理や 経済支援の充実	本町では、母子に関する各種健診や児童手当、6歳未満児の医療費助成に加えて、平成15年より不妊治療費の一部助成を行っています。今後も子育ての負担を軽減できる効果的な支援のあり方を検討していくことが必要です。
ひとり親福祉の充実	本町では、母子家庭を対象とした児童扶養手当制度や母子・父子家庭を対象とした医療費助成制度を通じて、ひとり親家庭の生活支援を行っています。今後も自立に向けた支援に努めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 育児に関する相談体制の充実
- 子育てサークル、支援団体の育成
- 子育てサポーターや保育ママ などの人材養成
- 食育 に関する情報提供や親子料理教室の開催
- 児童虐待の早期発見と速やかな保護をはかる相談体制の充実
- 要保護児童対策地域協議会 による虐待防止支援体制の充実

- 妊婦健診や乳幼児健診等による母子保健の推進
- 不妊治療への支援の実施

- ひとり親家庭への相談体制の充実
- 母子家庭への就業支援

美幌町次世代育成支援行動計画：保育サービスの充実や地域住民や地域における子育てに対する取り組みなど、本町が今後進めていく子育て支援施策の方向性や目標を総合的に定めた計画。（平成 16 年制定）

子育てサポーター、保育ママ：仕事や疾病等の理由で保育ができない保護者に代わり、自宅等で家庭的な雰囲気の中で少人数の保育・託児を行うもの。

食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を、家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。

要保護児童対策地域協議会：児童福祉法に基づき、地域の病院、学校、保健所、児童相談所、警察等の関係する機関と NPO、ボランティア等の関係団体が連携・協力し、被虐待など要保護児童やその保護者に関する情報交換や支援内容の協議を行うための協議会。

2 保育

（基本的な考え方）

□ 多様な保育ニーズに対応したサービスや取り組みを進め、子育てを支援します。

施策	現況と課題
保育園（所）の充実	町内には通年開設の保育園 2 か所のほか、季節・へき地保育所 5 か所があり、入所ニーズに応じて職員体制を含めた保育サービスの充実に努めています。 少子化により子どもの数が減る一方、延長保育や休日保育などの特別保育へのニーズは高まっていることから、民間保育事業者による保育サービスの拡充が求められています。
学童保育の充実	町内には学童保育所 3 か所のほか、コミュニティセンターに児童センターを設置し、放課後児童対策を行っています。 学童保育への入所希望が増加傾向にあるなか、待機児童の解消が求められています。

主な取り組み内容

- 特別保育（一時保育、延長保育、障がい児保育）の充実
- 0歳児保育、休日保育、夜間保育の推進
- 空き保育所施設を活用した民間保育の推進

- 学童保育所の定員の拡大
- 地域集会室などを活用した多世代によるふれあい活動の推進
- 児童センターの利用促進と地域ボランティアの参加促進

一時保育:保護者の勤労形態により家庭での保育が断続的に困難になったり、保護者の傷病、入院、育児疲れ等により緊急一時的に保育を必要とする幼児に対する保育。

延長保育:保育園の開所時間の前後の時間において、さらに時間を延長して行う保育。

0歳児保育:生後概ね4カ月を超え満1歳を超えない乳児の保育。

休日保育:保護者が仕事のため、日曜日や祝日に家庭で幼児を保育できないときに行う保育

夜間保育:開所時間が概ね午前11時から午後10時までの時間帯に行う保育。

3 青少年育成

(基本的な考え方)

- 関係機関の連携のもと、「地域の子どもは地域で育てる」という視点で、青少年健全育成を町全体で進めます。

施策	現況と課題
青少年の健全育成推進体制の充実	町内には青少年健全育成組織として、青少年育成協議会、青少年育成センター等があり、さまざまな青少年の健全育成活動を行っています。 平成 16 年には美幌町青少年健全育成推進プラン「びほろ青少年輝きプラン 2004」を策定し、青少年健全育成に取り組む指針を定め、町民総ぐるみで進めています。 青少年に関わる犯罪が増加するなど、青少年を取り巻く環境は複雑かつ多様化してきており、今後も子どもの命を守る安全な環境づくりのために家庭や学校、地域社会が一体となって取り組む必要があります。
青少年育成活動の充実	青少年育成活動については、コミュニティスクール やキッズカルチャークラブ など、青少年の健全育成を目的とした体験活動の場や学習機会が数多くあり、近年はボランティアで支援・協力する人や団体、サークルが主体となった取り組みも増えています。 少子化により従来の子ども会活動が困難になるなど、青少年活動の状況にも変化が見られ、地域の人々とのあたたかいふれあいの中で、子どもを育む活動の推進がますます必要となっています。

主な取り組み内容

- 青少年健全育成組織のネットワーク化
- 家庭教育事業の充実による家庭の教育力の向上
- 子どもの命を守る安全な環境づくりの推進(地域安全パトロール隊「リトルウィング」,「子どもみまもり隊」の活動促進)

- 生きる力 を育む体験活動の充実
- コミュニティスクールの活動促進
- ライフステージ に対応した家庭教育学級の充実
- 教育資源ガイドブック の作成と活用

コミュニティスクール：地域の子どもたちを地域のあらゆる世代の人たちで育てようとする取り組み。町内各小学校区のコミュニティスクール運営委員会によって企画や運営が行われている。

キッズカルチャークラブ：子どもの休日に開催する主に手工芸を中心とした体験教室であり、木工作・陶芸・七宝焼などのサークルがボランティアで開催しています。

生きる力：人間として生きていくために必要な力で、具体的には「学ぶことへのやる気と意欲」、「自分で考える力」、「自分で判断する力」、「自分で表現する力」、「問題を解決し自分で道を切り開いていく力」、「他人と協調し他人を思いやる力」、「たくましく生きるための健康や体力」をいう。

ライフステージ：人の一生を段階ごとに区分したもので、通常は幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など。

教育資源ガイドブック：地域の人材や施設、自然や文化財等を学校教育で有効に活用することを目的に教材化したリスト。

第2節 地域で支えあう

1 地域福祉

（基本的な考え方）

□町民一人ひとりが地域福祉に関する理解を深め、連携しながら、地域福祉を進めます。

施策	現況と課題
地域福祉を推進する体制づくり	少子高齢化や核家族化などにより、家庭内での相互扶助が難しくなりつつある今日、福祉に対するニーズも複雑化、多様化する傾向にあります。このような状況のなか、地域住民相互による、地域ぐるみの総合的な福祉の推進が重要な課題となっています。
地域福祉活動の推進	本町では、社会福祉協議会を中心に単位自治会を核とした「たすけあいチーム」を形成し、安否確認や声かけ、除雪支援、食事会の開催などを行っています。これらの活動は地域福祉の重要な役割を担っていますが、参加者の高齢化や新たな担い手が増えないなどの問題があり、若年層の参加や新しい人材の確保などが求められています。
誰もが利用しやすい施設・設備づくり	本町においても、公共施設のバリアフリー化を進めていますが、現状では十分とはいえません。 年齢や障がいにかかわらず、誰もが生活しやすい生活環境が求められています。

主な取り組み内容

- 地域福祉計画 の策定による地域福祉の充実
- 地域福祉活動の支援と充実

- 社会福祉協議会の活動充実と支援
- ボランティアセンターの充実と支援
- たすけあいチームなど体制づくりと支援

- ユニバーサルデザイン による環境整備の普及、促進

地域福祉計画:子供から高齢者まで、障がいのある人もない人も、全ての人々が地域において、いきいきと自立した生活が送れるように、地域住民が参加し、共に支える仕組みを作る計画。

バリアフリー:障がいのある人が生活するうえで障壁となるものを除去すること。施設・設備面だけでなく制度やサービスなども含む。

ユニバーサルデザイン:能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。

2 高齢者福祉

(基本的な考え方)

- 高齢社会への対応を町全体で考え、高齢者福祉を総合的に進めます。
- 高齢者の健康づくりや自立生活を支援するとともに、介護や援護を必要とする方へのサービス充実に努めます。
- 高齢者が長生きを楽しめるよう、社会参加や生きがい活動を促進します。

施策	現況と課題
高齢社会への対応	本町の 65 歳以上の人口は平成 17 年 9 月末現在 23.91%であり、今後も増加する傾向にあります。 まちづくりに関するさまざまな分野においても、高齢化を意識したり、高齢者に配慮することが求められています。保健・医療・福祉を中心に、高齢社会に対応した取り組みが必要です。
自立生活の支援	高齢社会が進むなか、元気で活動的に暮らすことができる「健康寿命」をいかに延ばすかが課題となっています。本町においても、高齢者の心身の健康を支える体制を充実していくことが必要です。 介護保険制度により施設内福祉から在宅福祉が主流となり、民間の参入でより充実したサービスが提供されていますが、今後も一層の充実が望まれています。
高齢者福祉施設の整備	町内には特別養護老人ホーム「緑の苑」や老人保健施設「アメニティ美幌」などの施設があり、デイサービスや短期入所などを行っています。入所や利用のニーズが高まるなか、施設や設備の拡充が求められています。
高齢者の社会参加、生きがい活動の促進	平均寿命が高くなり、高齢者が増加するなか、いつまでも元気で長生きのできる環境づくりが求められています。 本町では、明和大学やみどり就労センターなどが高齢者の社会参加や生きがい活動の場となっているほか、老人クラブでは相互の交流やボランティア活動などを行っています。 今後も、高齢者が知恵や技術、経験を活かし、社会で活躍できるよう、より一層支援していく必要があります。

主な取り組み内容	
■ 高齢者保健福祉計画 ・ 介護保険事業計画 の策定 ■ 高齢者虐待防止および早期発見のための体制の整備	高齢者保健福祉計画:地域における高齢者の保健福祉水準の向上をめざすための計画。 介護保険事業計画:介護保険事業にかかわる保険給付を円滑に進めるための計画。
■ 介護予防メニューの開発と充実 ■ 認知症 に対する支援体制の整備 ■ 介護サービス、福祉サービス、地域における福祉資源、事業者等との連携 ■ 在宅サービスの開発と充実	認知症:脳血管疾患やアルツハイマー病といった病気などが原因で、記憶、判断、言語、感情などの精神機能が慢性的に減退することによって日常生活に支障をきたした状態。(従来の「痴呆症」という用語に替わり、平成 16 年から用いられている。)
■ 施設の個室化などユニットケア の推進 ■ ケアハウス の促進 ■ 高齢者生活支援ハウス の整備	ユニットケア:施設の個室を 10 人程度のグループに分け、それぞれをユニット(生活単位)として、食事や入浴などの日常生活を送ること。
■ みどり就労センターの法人化支援 ■ 高齢者のニーズに対応した学習機会の充実 ■ 高齢者の自主的な活動の促進	ケアハウス:ひとりで生活するのに不安がある高齢者(世帯)が、自立した生活を維持できるように配慮された軽費老人ホーム。 高齢者生活支援ハウス:自立生活に不安を持つ 60 歳以上のひとり暮らしまたは夫婦のみの世帯を対象とした居住機能と交流機能を備えた小規模多機能施設。

3 障がい者福祉

(基本的な考え方)

- 障がい者が地域で安心して生活できるよう支援します。
- 介護者の心身の不安や負担の軽減に努めます。

施策	現況と課題
障がい者福祉の推進体制の充実	障がいの重度化や重複化が進んでいるなか、障がい者やその介護者の福祉ニーズをふまえながら、障がい者福祉を推進する体制を充実していく必要があります。また、早期発見や予防により、障がいの軽減に努めることも重要です。
障がい者の自立生活の支援	本町では、在宅での生活や移動する際などに必要な支援を行っています。 障害者自立支援法により、市町村が担う役割はより重要となるなか、福祉ニーズに沿ったサービスに努めていくことが求められています。
障がい者福祉施設の整備	町内には母子通園センターのほか、知的障がい者通所授産施設「ぴぼろ」、障がい児・者預かり施設「マイスペース美幌」、共同作業所「あすなろ」「えくぼ」、知的障がい者グループホームなどの施設があります。 今後も障がい者やその介護者が利用しやすい施設となるよう整備や促進を行っていくことが必要です。
障がい者の社会参加、生きがい活動の促進	本町では、授産施設や共同作業所などで障がい者が自立に向けた社会参加をしているほか、身障者スポーツ大会など、生きがい活動に参加しています。 今後も障がい者の意向を尊重しながら、社会参加や交流機会が増えるよう、支援していくことが必要です。

主な取り組み内容

- 障がい者計画 の策定
- 障がい者福祉を支える人材の確保、育成
- 障がいに関する相談、指導の充実

- ライフステージ を通した在宅支援サービス、相談訓練体制の充実
- 機能回復訓練の支援

- 障がい者の生活・訓練施設の整備促進
- 発達支援センター の設置、充実（母子通園センターの改組）
- 児童デイサービス による療育訓練施設の充実

- 障がい者が参加できる場や機会の拡大
- 企業における障がい者の理解と雇用拡大

障がい者計画:市町村における障がい者の状況を踏まえ、障がい者のための施策に関する基本的な計画。

ライフステージ:人の一生を段階ごとに区分したもので、通常は幼児期、児童期、青年期、壮年期、老年期など。

発達支援センター:発達支援を要する子どもと家族を対象とし、専門的な相談・療育支援等を行う拠点。

児童デイサービス:障がい者支援費制度により、通所で行う日常生活における基本的な動作の指導及び集団生活への適応訓練をすること。

4 社会保障

（基本的な考え方）

- 国民健康保険事業の健全な運営をめざし、医療費の抑制、適正化に努めます。
- 低所得者の自立支援を進めます。

施策	現況と課題
国民健康保険事業の推進	国民健康保険税の適正な課税、収納体制の強化や給付基準の見直しを行っていますが、高齢化や医療機関の充実により医療費が増加傾向にあります。 関係機関との連携により、医療費の抑制や適正化に努めていくことが必要です。
低所得者への自立支援	社会構造の変化により低所得者世帯が増加しており、生活の安定と自立に向けた相談や支援、雇用の促進などに努めることが必要です。

主な取り組み内容

- 制度の周知および保健思想の啓蒙啓発
- 資格証、短期証の交付に係る管理体制の充実強化
- 疾病構造や地域の特性の把握による保健指導の充実

- 相談援護体制の充実および自立更生の推進
- 生活困窮者に対する生活保障と自立の助長

資格証(被保険者資格証明書): 国民健康保険税を一年以上滞納している者に対し、保険証を返還させ、代わりに発行する国民健康保険資格証明書。医療機関の窓口負担は全額自己負担となる。

短期証(短期被保険者証): 納期限から4ヶ月を経過した国民健康保険税の滞納がある者に対し発行する有効期限(3ヶ月)付の保険証。医療機関の窓口負担は従来どおりであるが、更新時に納税相談に応じなければならない。

第3節 みんなでまちを育てる

1 コミュニティ

（基本的な考え方）

- 自治意識の高い地域づくりをめざし、コミュニティ活動を促進します。

施策	現況と課題
コミュニティ活動の促進	町内にはコミュニティセンターのほか、各地域に集会施設があり、地域住民のコミュニティ活動の場として利用されています。 また、自治会連合会のもと、67 の単位自治会と8つの部会があり、住み良い地域づくりのため、さまざまな活動を行っています。 高齢化や人口の減少などが今後の自治会活動にも影響を及ぼすことが懸念されますが、福祉や教育など地域ぐるみでの取り組みが求められているなか、地域コミュニティ施設を積極的に利用しながら自主的なコミュニティ活動をより一層促進していくことが必要です。

主な取り組み内容

- コミュニティ組織や人材の育成・発掘
- 自治会などコミュニティ組織の活動支援
- 各地域を単位としたまちづくり活動の促進
- 地域での町民相互の交流や支えあいの促進

2 住民活動

(基本的な考え方)

- 多くの町民がまちづくりに参加できるよう、まちづくりに関する自主的な活動を幅広く支援します。

施策	現況と課題
まちづくり活動の促進	町内ではさまざまな分野の団体やサークルが活発に活動しており、まちづくり活動のけん引役を担っています。メンバーの固定化や高齢化が進んでいる組織もあり、若年層など新たな参加者の促進が求められています。また、本町では「まちづくり活動奨励事業」として、町民自ら企画した事業への支援を行っています。 今後も、町民の自主性を尊重しながら、まちづくり活動を促進していく必要があります。
まちづくり活動を担う人材の育成	本町では、国内外の研修事業などを通じて、まちづくり活動への人材育成を行ってきましたが、研修を通じて得た知識や経験がまちづくりで十分反映されていないのが現状です。研修の成果がより一層まちづくりで活かされるよう、参加者の意識を高めていくとともに、成果を活かす仕組みを更に工夫し、参加の場や機会を拡充していく必要があります。

主な取り組み内容

- 自治基本条例 の整備
- 暮らし安全まちづくり条例 に基づいた実践活動の支援充実
- まちづくり団体活動の充実
- N P O 活動の支援、活用

- 人材育成の推進と活用
- まちづくり活動への反映を意識した研修の実施

自治基本条例:地域の課題の解決やまちづくりを進めるため、住民がお互いに守る基本ルールや権利などを条例という形で定めたもの。

暮らし安全まちづくり条例:災害、犯罪及び事故から町民の安全を確保するため、防災、犯罪及び事故防止に必要な基本条例を定めたもの。(平成 12 年制定)

N P O : non-profit organization の略。民間の非営利組織営利を目的とせず、公益のために活動する民間団体の総称。

3 地域間交流

(基本的な考え方)

- 本町と交流のある国内外の地域とのネットワークを大切にしながら、人材育成や地域の活性化に結びつくよう、交流を進めます。
- 国際化に対応できる人材育成や環境整備に努めます。

施策	現況と課題
国内交流の推進	本町における国内交流事業は、鹿児島県湧水町（旧吉松町）とスカイスポーツを通じて交流がはじまり、加えて観光・物産分野での交流が行われています。また、東京都日野市とは、主に小学生の相互交流が行われています。今後は、スポーツや文化などの団体交流や地域の特性を活かしたグリーンツーリズム を軸に進めていくことが必要です。 さらに、「団塊の世代」など首都圏からの移住・定住希望者に対して、地域特性を活かした対応を積極的に進める必要があります。
国際交流の推進	国際交流については、平成9年ニュージーランドのワイパ地区・ケンブリッジ地域と友好姉妹都市の提携調印を行いました。これまで「美幌未来への翼」「ケンブリッジ友好交流推進事業訪問」「青少年親善大使」「高校生親善大使」「高校生短期交換留学制度」などを通じて多くの町民がケンブリッジ地域を訪問し、交流を行っています。 今後、国際化に向けた人材育成の観点から、文化・スポーツなどを通じ、目的を絞った事業展開を進めなければなりません。
国際化に対応したまちづくり	グローバル化 が進む今日、本町においても外国人の居住者や観光客などが増えています。 国際理解を深めるとともに、外国語での併記を増やすなど、国際化に対応したまちづくりが必要です。

主な取り組み内容

- 観光・物産交流の推進
- 移住・定住受入れ体制の推進

- 国際交流に関わるボランティア登録整備充実
- 姉妹都市を中心とした日常における交流の支援充実

- 公共標識、刊行物の外国語併記充実
- 国際理解を深める学習機会の充実

グリーンツーリズム：
都市と農村地域において、その自然、文化、人々との交流を楽しむ余暇活動。

グローバル化：国境を越えて移動するようになり、世界的な規模で広がっていくこと。

4 男女共同参画

(基本的な考え方)

- 性別にかかわらず、男女が社会において対等な立場を確立し、あらゆる分野とともに参画できる男女共同参画に向けた取り組みを進めます。

施策	現況と課題
男女共同参画社会に向けた意識づくり	本町では「びほろ男女共同参画プラン」を策定し、男女共同参画に向けたさまざまな取り組みを促進しているほか、男女共同参画推進プラン協議会によって学習、啓発活動などを行っています。 「男女共同参画」の言葉や考え方は徐々に普及しつつありますが、依然として固定的な性別役割分担意識が残っている部分も多く、解消に向けた取り組みが求められています。
性別にとらわれない社会参加の促進	女性の雇用や登用、社会参加の機会は増加していますが、分野によっては、女性（男性）の活動の場が限られたり、登用が進んでいない状況も見られます。 性別にかかわらず、社会参加が進む環境づくりに努めることが必要です。
男女の人権尊重	性別以前に、個々の人権を尊重することが男女共同参画の基本的な考えです。 近年、社会的な問題として取り上げられるセクシュアルハラスメント やドメスティックバイオレンス などは、人権を侵害する暴力であり、本町においても防止や発生時の対応に努めることが必要です。

主な取り組み内容

- 第2次男女共同参画プランの推進
- 男女共同参画意識の啓発、定着
- 各種研修事業の充実

- 各種委員会等への女性登用

- セクシュアルハラスメントやドメスティックバイオレンスの防止に向けた広報および相談の充実

びほろ男女共同参画プラン：男女があらゆる分野において対等な立場で参画し、共に地域社会を支えていくことを指針としたプラン。（平成11年策定）

セクシュアルハラスメント：性的嫌がらせ・性的おびやかしのことで、一般的に「セクハラ」と呼ばれるもの。

ドメスティックバイオレンス：夫婦や恋人など親密な関係にある、又はあった男女間で振るわれる暴力。略してDVともいう。

第3章 きまりを守り、明るいまちに

第1節 安全なまちにする

1 交通安全

（基本的な考え方）

- 交通安全に対する意識を高めるとともに、交通安全施設の整備を進め、交通事故の発生を未然に防ぎます。

施策	現況と課題
交通安全施設の整備	運転免許や自家用自動車の普及による交通量の増加や道路の拡幅・整備が進むことにより、自動車の走行速度が上昇しがちになるため、重大な事故に遭遇することが予想されています。 歩道の設置や照明灯の整備、冬場におけるロードヒーティングの整備など交通安全施設の整備に努めていますが、今後も交通状況をふまえながら整備を進めていくことが必要です。 また、気象状況の変化に応じた道路情報や除雪状況などを知るための施設整備も求められており、関係機関への要請が必要です。
交通安全活動の推進	道東交通の要衝である本町は自動車の通行量が多いため、交通安全に対する町民の意識が高く、各種の交通安全活動が官民一体で行われています。 さらなる意識を高めることにつながるよう、協力団体との連携を深めながら活動を進めていくことが必要です。 自治会交通安全部会連合会との連携により交通災害共済の加入を促進しています。 今後も加入促進に努めるとともに、交通事故を防止するための情報提供などを行っていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 歩道整備の推進
- 冬道対策の充実
- 道路気象情報システムの整備要望

- 交通安全学習機会の充実
- 交通安全啓発活動の充実
- 交通災害共済組合への加入促進
- 交通事故防止のための情報提供

2 消防・救急

(基本的な考え方)

- 火災を防ぐ意識を高めるとともに、発生時には迅速に対応できる消防体制の強化に努めます。
- 人員や設備面での充実、町民への救命知識の普及により、救急・救助体制を充実します。

施策	現況と課題
常備消防体制の充実	消防体制は、津別町と2町で構成する美幌・津別広域事務組合として1本部2署で運営し、火災・救急出動等相互の応援出動体制強化をはかっています。 美幌署が所有する現有消防車両の多くは老朽化が進んでおり、計画的な更新整備による消防力の確保が課題となっています。通信施設についても法改正によるデジタル化に対応した更新整備(平成23年5月末日まで)と併せてIT化に対応した通信指令台の整備が必要です。
火災予防活動の推進	火災は年間15件前後発生しており、火災を未然に防ぐ予防啓発活動や火災時の焼死を防ぐ住宅用火災警報器の設置促進が課題となっています。このため、消防関係団体(防火協会・婦人防火クラブ・自治会等)自主防災組織と連携し、町民の防火意識を高める必要があります。
消防団・その他の組織の充実	「自分の地域は自分で守る」ことを目的とした自主防災組織が現在36自治会で組織され、毎年防災リーダーの養成や防災訓練を行い、災害時の対応に備える体制づくりを行っています。今後も未組織自治会の組織づくりを推進することが必要です。また、消防団には災害活動だけでなく、地域住民に密着した消防団活動も求められています。
救急体制の強化	本町では、年間800件前後の救急出動があり、重複出動や町外への転院搬送も少なくありません。 増加、多様化する救急出動に対応するため、救急救命士の養成を計画的に進めるなど、救急業務における救急処置の高度化(気管挿管・薬剤投与)に努めることや、救急車両の資機材の更新整備が必要です。
救命に関する技術や知識の普及	救急業務における救命率の向上のため、職場や団体単位に普通救命講習を今後も実施していく必要があります。また、救命率向上に有効なAEDが一般住民にも使用可能となり、使用方法を町民に普及していく必要があります。

主な取り組み内容

- 消防車両の更新整備
- 消防無線のデジタル化移行

- 住宅用防災（火災）警報器の設置促進
- 消防関係団体との連携による啓発活動の充実

- 自主防災組織の設立促進
- 消防団員の確保、育成

- 救急救命士の養成（増員）
- 救急車両・資機材の更新整備

- 普通救急講習およびA E D講習会の推進

デジタル化:従来のアナログに代わる方式。数や量の表示を数字を用いて表し、アナログより詳細にかつ大量な処理を可能にする。

防災リーダー:自主防災組織を円滑に推進するために、防災に関する知識や技術を養成研修会にて習得した単位自治会内の自主防災役員。

A E D:自動体外式除細動器。心臓が突然停止した際に電気ショックを与え、心臓の働きを戻すことを試みる医療機器。平成 16 年から一般の人でも使用することが認められた。

3 防犯、消費者保護

(基本的な考え方)

- 町民の防犯意識をより一層高め、地域ぐるみでの防犯に努めます。
- 消費者に対する啓発、教育、情報提供などにより、消費生活問題を未然に防ぎます。

施策	現況と課題
防犯対策の推進	本町を挙げての暴力団追放運動により、暴力団事務所撤退が実現し、粗暴犯の発生件数は減少傾向にありますが、窃盗犯などについては横ばい傾向にあります。 今後は悪質巧妙化した知能的犯罪に対応した体制づくりが課題となっています。 自治会における防犯パトロール、暴力団の資金源を絶つため町民の手作りで行う「ふるさと祭り」の定着など、本町の防犯活動は活発に行われています。 今後も防犯意識を高めることや道路照明の設置などにより、犯罪を未然に防いでいくことが必要です。
消費者の保護	消費生活に係る問題は、商品の不当表示や不当な取引などにより複雑、多様化し、これらの問題や被害にあった消費者の救済を美幌消費者協会が中心となり関係機関と連携を図りながら行っています。 今後も関係機関、団体との連携を深めながら、さらなる消費生活相談の充実や消費生活問題に対する速やかな情報提供などの消費生活の安定と向上の取り組みが求められています。

主な取り組み内容

- 警察官の増員要望
- 防犯活動団体の充実
- 道路照明の整備、充実

- 消費生活相談体制の充実・強化
- 消費者被害防止ネットワークの設立
- 消費生活条例の制定に向けた調査、研究

第2節 災害に強いまちにする

1 防災

(基本的な考え方)

□ 災害への意識を高めつつ、関係機関との連携を深め、地域防災対策に努めます。

施策	現況と課題
防災体制の充実、強化	近年、全国で大規模地震や台風災害などが発生しており、災害に対する対策や意識の高まりが見られます。 本町は、災害が比較的少ない地域とされておりますが、日常から災害発生に備えておく必要があります。「地域防災計画」を策定し、防災に対する総合的な対策を進めていますが、今後も計画の更新や充実が必要です。 防災体制の充実には、町民の参加はもちろん、警察や消防署、自衛隊などさまざまな機関との連携が不可欠です。災害時に備え、日ごろからの連携体制や情報の共有などが必要です。
防災意識の向上、 防災組織の育成	本町では、消防団のほかに、多くの単位自治会で自主防災組織を設立しており、各会ごとの防災訓練や共同の訓練などを行っています。そのほか、防災リーダーの養成や資機材の貸与などが行われています。 今後も、町民の防災意識を高めながら、防災活動を促進していく必要があります。
自衛隊美幌駐屯部隊との 連携	過去の大規模災害時における自衛隊美幌駐屯部隊の存在は大きく、近隣自治体においても重要な役割を担っています。今後も、美幌駐屯部隊との連携強化はより一層求められており、充実整備が望まれています。

主な取り組み内容

- 地域防災計画 と国民保護法 の整合と整備
- 地震対策を含めた総合的な災害対策の整備
- 自衛隊美幌駐屯部隊との連携強化
- 自主防災組織との連携強化

- 住民に対する防災意識の高揚
- 自主防災組織の設立促進

- 自衛隊美幌駐屯部隊における防災対応と連動した体制の確立

地域防災計画:災害対策基本法による、一定地域に係る防災に関する計画。

国民保護法:武力攻撃事態等における国民の保護のための措置に関する法律。武力攻撃から国民の生命、身体及び財産を保護し、国民生活等に及ぼす影響を最小限にするために、国・自治体等の責務、避難、救護、武力攻撃災害への対処等の措置を規定している。

防災リーダー:自主防災組織を円滑に推進するために、防災に関する知識や技術を養成研修会にて習得した単位自治会内の自主防災役員。

2 国土保全（治山、河川整備）

（基本的な考え方）

□ 自然生態系に配慮した治山や治水、河川改修を進め、自然災害を未然に防ぎます。

施策	現況と課題
治山・治水対策の推進	治山・治水については、地滑りや土砂流出、河川氾濫などの自然災害を未然に防ぐため、治山施設や砂防ダムなどの施設整備を進めています。 今後は、危険箇所を事前に把握し、対応していくことが求められています。 民有地に関しては、林地開発による農地が大雨時に崩落することが多いため、土地所有者に対する啓蒙が必要です。
河川の整備	町内には、市街地を形成し、その両端を流れる網走川、美幌川、市街地中央を貫流する魚無川のほか、大小数多くの河川があります。必要に応じて河川の浚渫や護岸整備などを行うとともに、河畔については、スポーツや憩いの場として整備しています。 今後も、自然生態系などに配慮しながら、整備を進めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 自然災害等による山腹の復旧・砂防ダム等の設置
- 災害未然防止のための状況調査等の継続
- 町内の危険箇所や林地開発による崩落危険箇所等の診断結果による指導・対応方法の検討
- 光ファイバー情報施設整備
- 排水ポンプの維持管理方法の検討

- 洪水対策（監視システム・排水ポンプ施設の整備
- 管理河川の浚渫（床ざらい）
- 親水性豊かな網走川河川改修事業の推進
- 駒生川河川改修事業の推進
- 網走川中流地区農地防災事業 の要望
- 農業用排水路（明渠等）管理体制の見直し

網走川中流地区農地防災事業：春先の融雪や降雨時に農地から土壌が網走川への流れ込みや防止するため、排水路の機能の保持や回復をするための事業。

第4章 環境を整え、美しいまちに

第1節 自然環境を大切にする

1 環境共生、自然保護

（基本的な考え方）

□ 環境負荷の軽減や自然環境の保護に努め、環境共生のまちづくりを町全体で進めます。

施策	現況と課題
環境共生に向けた総合的な取り組み	環境問題が地球規模で問われている今日、本町においても環境保全に向けた全町的な取り組みが求められています。平成17年に発効された「京都議定書」では二酸化炭素などの排出削減義務などが示され、本町でも具体的な取り組みや対策が求められています。 また、本町は長い日照時間や水資源などローカルエネルギーに活用できる地域特性に優れており、地域資源も含めたこれらの利用についても検討していく必要があります。
自然環境の保護	本町の自然といえば、美幌峠に代表される自然景観が有名ですが、そのほかにも、町の総面積の約6割を占める森林や、町内を流れる多数の河川などがあり、多くの生物が生息しています。 水とともに発展してきた本町は、河川愛護に対する住民意識が特に高く、魚無川の環境整備などに長年にわたって取り組んできました。その結果、2003年には環境庁で実施している水質検査において、美幌川が「日本一きれいな川」になり、ニホンザリガニやホタルなど希少動物が生息するなど、自然保護活動による効果が表れています。そのほか、博物館自然講座や子供自然教室などを開催し、自然教育や自然保護意識を高めています。 今後も町民の活動と連携しながら、自然保護に努めていく必要があります。
公害の防止	本町で発生が想定される公害は、家畜ふん尿や工場から発生する悪臭や水質汚染のほか、自動車の騒音などです。 発生や苦情があった際には迅速な対応に努めていますが、今後も監視体制を強化していくことが求められています。

主な取り組み内容

- 地球温暖化防止実行計画 の策定
- ソーラー資源の活用
- かんがい用水（温水ため池等）の多目的利用に向けた調査・研究
- 地域新エネルギービジョンの策定
- 新エネルギーに関する大学研究機関との共同研究

- 自然環境保護の意識高揚
- 自然保護に関する関係団体、部局との協議体制の整備
- 自然保護に関する調査、教育、啓蒙活動の推進

- 関係機関との連携による巡視活動の強化
- 監視・指導体制の強化
- 公害に関する企業の危機管理意識の醸成促進

環境共生:人間も生態系の一部であることをふまえ、環境への負荷をなるべく減らして生活をしていくこと。

京都議定書：1997年京都で開催された「気候変動枠組条約第3回締結国会議（COP3）」で採択された議定書。二酸化炭素など6つの温室効果ガスの排出削減義務などを定めている。日本の削減目標は6%となっている。

地球温暖化防止実行計画：温室効果によるガス排出を抑制するため、市町村で取り組むことをまとめた計画。

2 ごみ処理、リサイクル

(基本的な考え方)

□ 町民の理解と協力を得ながら、ごみの減量化とリサイクルをめざします。

施策	現況と課題
ごみ処理体制の充実	本町では、家庭から排出される廃棄物の量は横ばい状況にあります。一般ごみ、粗大ごみ、資源物に分けて収集していますが、平成 17 年よりごみの有料化を行い、収集方法も、ステーション方式から戸別収集に変更しました。 今後も排出マナーの向上と効率的な収集に努めることが必要です。 収集した一般ごみについては、最終処分場への埋め立てを行っています。分別収集や有料化により排出される量は減量していますが、現在の処分場は残余容量がわずかなため、新たな処分場所の確保が必要です。
ごみの減量化とリサイクルの推進	ごみの減量化とリサイクルを進めるため、資源物の回収に努めています。平成 17 年からは新たにその他プラスチックの回収や電気生ごみ処理機の購入助成などを行っています。 今後も長期的な視点で、ごみの減量化に向けた取り組みを行っていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 資源物分別の徹底
- 埋立最終処分場の造成整備
- 分別排出への協力徹底および排出責任の明確化

- リサイクル推進委員会 活動の充実
- リサイクル推進ボランティア指導員 制度の設立
- 生ごみの減量化と有効利用

リサイクル推進委員会：廃棄物の資源化等による排出抑制や環境に優しいリサイクル社会を推進、実践するために設立した委員会。

リサイクル推進ボランティア指導員：地域住民に環境美化、環境衛生、ごみ減量化、リサイクルの推進などを指導し啓蒙啓発を促進する指導員。

3 下水道（し尿）処理

（基本的な考え方）

□ 処理体制を充実し、生活排水、し尿の適切な処理に努めます。

施策	現況と課題
下水道の充実	本町は他町村に先駆けて下水道事業に着手し、下水道の整備を進めてきた結果、全体の普及率は 90%を超えています。今後は施設の老朽化に伴う更新、雨水処理対策の推進などが課題となっています。 下水道終末処理場は建設後年数が経過し、施設の老朽化により機器の更新が必要となっています。また、供用区域内の下水道未接続家庭が依然あることから、更なる啓蒙活動が必要です。
合併処理浄化槽 の 設置促進	下水道計画区域外では個別排水事業により浄化施設を整備し、収集後は下水道と合わせて処理しています。 普及戸数の増加により維持管理費が増加しており、負担の適正化が課題となっています。
汚泥処理の推進	下水道、し尿や浄化槽汚泥については、下水道終末処理場の焼却施設で焼却しています。汚泥の焼却により減量化に努めていますが、有効活用についても検討していく必要があります。

主な取り組み内容

- 全体計画・事業認可の変更
- 下水終末処理場の放流水質規制への対応
- 浸水経歴がある地域等の雨水管整備
- 下水道施設の老朽化等に伴う改築・更新事業
- 管路データベース の構築

- 下水道区域外居住者に対する水洗化の促進（合併処理浄化槽の設置促進）
- 個別排水処理施設整備計画 に基づく計画的な整備

- 資源利用事業（汚泥の有効利用）の研究の継続
- 汚泥焼却灰の利用

管路データベース:大規模地震への対策を計画的にかつ効率的に実施するために、既存管路施設情報の調査と重要な管渠の選定、地盤液状化の検討及び分析を実施し、地盤・管路情報の集積したデータベースを構築するもの。

合併処理浄化槽：住宅（家庭）から出る、し尿と生活雑排水（台所・風呂・洗濯水等）を微生物の働きを利用してきれいな水にする施設。

個別排水処理施設整備計画：農村地域等のし尿と生活雑排水を処理するため、各戸ごとに合併処理浄化槽の設置をする計画。平成 23 年までに 306 戸の整備を予定している。

第2節 うるおいを高める

1 環境美化、景観

（基本的な考え方）

□町民、各団体の理解と協力を得ながら、環境美化や景観の向上に向けて取り組みます。

施策	現況と課題
環境美化活動の推進	本町では、年3回の町民一斉清掃、周辺住民による魚無川の清掃などの清掃活動が行われているほか、自治会衛生部によるごみ研修会を行っています。 環境美化活動の推進には町民の理解と協力が不可欠であり、今後も連携を深めながら環境美化に関する活動を進めていくことが必要です。
不法投棄対策の推進	本町では、不法投棄対策員を配置し、不法投棄の早期発見と防止に努めています。今後も、町民をはじめ警察や関係機関との連携を深め、不法投棄対策を強化していくことが求められています。
まちなみ景観の向上	市街地においては、商店街の整備や道路の拡幅などに合わせて、景観協定を結び、色彩や窓の形状を統一する地域が現れるなど、景観形成の向上に向けた取り組みも見られます。 今後も地域住民の理解と協力を得ながら、まちなみの景観向上を進めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 地域における清掃活動の推進
- 美しいまちづくりに向けた住民意識の高揚
- 関係団体の支援と連携強化

- 不法投棄の未然防止や早期発見対策の推進
- 地域住民による不法投棄監視員体制の確立

- まちなみ環境整備事業 の推進
- 花や緑による景観の向上

まちなみ環境整備事業：景観に配慮された緑や花のまちなみを整備するため、植栽や緑化運動、環境にやさしいまちづくり運動など環境美化を進める取り組み。

2 公園・緑地（緑化） 墓地

（基本的な考え方）

- 公園の整備や適切な維持管理に努めるとともに、植樹や花だんの整備などへの町民の参画を得ながら緑化を進めます。

施策	現況と課題
公園や緑地の整備、維持管理	町内には、希少植物が自生するせせらぎ公園をはじめ、市街地内には都市計画公園が 22 か所、その他の公園が 4 か所あります。 整備計画による公園整備は、都市計画事業等によりほぼ終了していますが、老朽施設の更新と効率的な維持管理が必要となっています。
緑化、花いっぱいの推進	本町では「緑化推進計画」に基づき、町道の沿線においても街路樹を植樹するなど緑化を計画的に進めています。また、花いっぱいコンクールの実施や町民による植樹など、花や緑に関する活動も盛んです。 今後は公共施設のほか、各家庭・事業所においても緑化を進めていく必要があります。
霊園の維持管理	市街地には柏ヶ丘霊園、市街共同墓地とびほろ霊園の 3 か所の墓園があります。今後も利用状況に応じて整備を進めていく必要があります。

主な取り組み内容

- 網走川河川緑地整備計画 の見直し
 - 公園施設等の更新計画の策定
 - 公園引当地活用計画 の策定
 - 住民参加による公園の維持管理
 - ユニバーサルデザイン を取り入れた公園整備
-
- 第6期美幌町緑化推進計画の見直し
 - 市街地空き空間を利用した植花等の推進
 - ボランティア・サポート・プログラム の活用による緑化推進
-
- びほろ霊園の造成

網走川河川緑地整備計画：洪水・下水・土砂等の排除を主とする治水機能、農業用水、飲料水等の利水機能、都市の生活環境に密接な環境機能を利用して、人間と川（水）がふれあう親水機能、公園等の空間機能を持たせた網走川の河川敷地を利用した計画。（昭和57年策定）

公園引当地活用計画：宅地開発の際環境保全や居住環境の向上を目的に公園・緑地等に当てる用地「公園引当地」を利活用していくための計画。

ユニバーサルデザイン：能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。

緑化推進計画：市街地およびその周辺における現存する緑を極力保全すること、また、失われた緑を積極的に回復・復元させることといった活動を進める計画。

ボランティア・サポート・プログラム：北海道開発局が管理している道路を対象に、道路の美化活動を行っている団体に対して、国と自治体が清掃用具の支給やサインボードの設置、ごみの処理などで活動を支援する制度。

第3節 快適な基盤をつくる

1 土地利用、市街地や農村の整備

（基本的な考え方）

- 限りある土地を有効に活用し、次代へと引き継ぎます。
- 市街地や農業地域など、それぞれの実情や特性をふまえ、基盤整備を推進します。

施策	現況と課題
計画的な土地利用の推進	本町の面積は 438.36k m²で、約 60%を山林、約 25%を畑が占めています。これらの土地は町民の生活や経済を支える、大切な財産です。限られた土地を守り、活かす土地利用を計画的に進めることが求められています。 また、地積の精度を高めるため、地籍調査を行うことに加えて、開発行為などによる地番の分散化を解消するための字地番改正の必要性について、調査が必要となっています。
市街地における土地利用の推進	現在の都市計画の用途区域は、宅地開発や大型店舗の進出に伴い、平成 6 年に稲美地区、美禽地区を拡大しましたが、その後も区域外の開発が続いています。 バランスを考慮しつつ、現状に沿った都市計画を見直すことが必要です。
市街地の再整備	市街地が拡大する一方で、中心部において空店舗が増えるなどの空洞化現象が見られます。 このようななか、本町では、平成 16 年に「美幌町中心市街地活性化基本計画」を策定し、市街地の再整備に取り組んでいます。他の計画との整合性をはかりながら、計画的に進めていくことが課題となっています。
農業地域の土地利用、集落整備	食糧生産基地としての一役を担う農業用地については、「農業振興地域整備計画」に基づき、合理的な生産基盤の整備や農業近代化施設の整備、農地の集積・流動化、農村生活環境の整備などを進めてきました。 今後も農村集落の特性を活かし、環境保全に配慮しながら、生産性の向上と地域住民の利便性の向上を高めていくことが必要です。 離農の増加により、農業条件不利な農地の休耕や遊休化が発生しており、農地流動化をはかる必要があります。

主な取り組み内容	
■ 都市区域、農業区域、森林区域、自然保全区域の利用区分に応じた土地利用の推進 ■ 地積 更新事業による信頼性の確保 ■ 字地番の改正	
■ 都市計画マスタープラン の見直し ■ 都市計画区域・用途区域の見直し ■ 緑の基本計画 の策定	
■ 市街地再整備の促進 ■ 景観等調和した街並みの整備 ■ バリアフリー 化（ユニバーサルデザイン ）の推進 ■ 地区の拠点となる緑地の整備 ■ まちなみ環境整備の推進 ■ 市街地再開発基本計画 の策定（大通地区） ■ 市街地再開発可能性の調査（大通地区） ■ 桜通の改築 ■ 国道 39 号線の歩道造成 ■ 新町 3 丁目通の歩道改築 ■ 多目的広場の整備 ■ ポケットパーク の整備	
■ 農村地区環境保全対策事業 の推進 ■ 農業生産活動環境対策事業の推進 ■ 地下水汚染対策事業 の推進	

地積：土地の面積。

都市計画マスタープラン：平成 32 年を目標年次として、本町の都市計画における土地利用、交通体系、公園緑地等の基本的な方針を示す重要な計画。（平成 13 年度策定）

緑の基本計画：都市における緑地の保全、緑化の推進に関する計画。

中心市街地活性化基本計画：市街地の整備改善と商業の活性化などを一体的に推進し、中心部と郊外部がバランスよく発展することを目的につくられた計画。（平成 16 年策定）

バリアフリー：障がいのある人が生活するうえで障壁となるものを除去すること。施設・設備面だけでなく制度やサービスなども含む。

ユニバーサルデザイン：能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。

市街地再開発基本計画：中心市街地の核となる商業集積施設を整備するための計画。

ポケットパーク：市街地や道路沿いなど日常生活の身近な場に設置された小規模公園のこと。

農業振興地域整備計画：農業の振興を図ることが必要であると認められる地域について、その地域の整備に関し必要な施策などを定めた計画。

農村地区環境保全対策事業：農家住宅・地域集会室等の周辺整備（花壇など）、廃屋の撤去や傾斜農地を平らにした際の斜面の緑化などを推進する事業。

地下水汚染対策事業：肥料や家畜ふん尿等による地下水への汚染が発生している地域に対して、その原因の排除や解消に向けた対策を行う事業。

2 住宅・宅地

（基本的な考え方）

- 入居ニーズをふまえ、公営住宅の整備を計画的に進めます。また、民間と連携し、より良い住環境の整備に努めます。

施策	現況と課題
公営住宅の整備	町内には 752 戸の公営住宅と 84 戸の道営住宅があるほか、中心市街地には借り上げ方式による公営住宅が 59 戸あります。 近年は、高齢化に伴い、高齢者世帯向けの住宅整備（シルバーハウジング）が進んでおり、中心市街地では公営住宅への店舗の併設も行われています。 公営住宅入居の要望は多くなっていますが、人口減少が予測されるなか、今後の整備については民間の賃貸住宅の経営を圧迫しないように配慮する必要があります。
民間の住宅、宅地整備の促進	景気の低迷が長期化するなか、町内の住宅建設戸数は伸び悩んでいる状況です。その一方で高齢化によるバリアフリー や省エネ、耐震などを意識したリフォームなどへのニーズが高まっています。 今後も、町民の住環境の向上に向けた連携をはかっていくことが必要です。
北国の気候風土に適した住環境の整備	北海道の政策により北国の気候風土に適した住まいづくりの普及に取り組んでいますが、景気の低迷もあり、普及につながっていないのが現状です。 コストの低減も検討しつつ、啓蒙、普及に努めることが課題となっています。

主な取り組み内容

- 旭団地の建替の推進
 - 地域住宅計画 の策定
 - 既存公営住宅（築後 20 年経過）の整備計画
-
- 民間が行う融資制度による住宅整備促進
 - バリアフリー化（ユニバーサルデザイン ）の推進
-
- 北海道が進める北方型住宅 の啓蒙、啓発

地域住宅計画:今後の住宅政策に関する計画。

バリアフリー：障がいのある人が生活するうえで障壁となるものを除去すること。施設・設備面だけでなく制度やサービスなども含む。

ユニバーサルデザイン：能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。

北方型住宅:少子高齢社会や環境問題など社会的変化に対応するため、耐久性、維持管理の容易さ、ユニバーサルデザイン、省エネ、雪処理等に配慮した住宅。

3 水資源、水道

（基本的な考え方）

- 良質な水資源を確保し、安定した水の供給に努めます。

施策	現況と課題
水資源の確保	本町では、生活用水のほか農業用水の需要も多く、水資源の確保は重要な課題です。畑地では、かんがい排水事業によりほ場への散水が可能となり、収量の増加につながっています。 今後も、水資源の調査とともに需要の把握に努めながら、整備を進めることが求められています。
水道の整備	本町の水道は、女満別川を水源とし、良質で安定した水量が得られ、普及率も 92%以上となっています。施設の老朽化が進むなか、維持管理のあり方を検討することが課題となっています。 未普及地域の施設整備については投資効果が得られず困難な状況となっており、新たな手法を考慮する必要があります。

主な取り組み内容

- 河川の流量調査
- 水質監視装置の整備
- 営農用水確保のための調査、研究
- 畑地かんがい用水確保のための水利再編の調査
- 水質保全のための水源涵養林 の維持管理

- 水道施設の更新
- 導水管、送水管、配水管の整備
- 水道普及率の向上促進
- 営業に係る業務委託の推進
- 施設に係る管理委託の推進

水源涵養林(すいげんかんようりん): 良質で安定した水源を確保するため、降水を保水、浄化する機能を有する森林。また、樹木の根は土壌の流失を防止する役割も果たしている。

4 道路

（基本的な考え方）

- 交通の要衝としての機能性や利便性をより高めるため、国道・道道の整備を国や道に要請します。
- 町道における車両および歩行者の安全を確保するとともに、維持補修を計画的に行います。

施策	現況と課題
国道、道道の整備	4路線の国道（39号線、240号線、243号線、334号線）6路線の道道（北見美幌線、北見端野美幌線、嘉多山美幌線、美幌駅前停車場線、福住女満別線、東藻琴豊富線）が縦横断する本町は、道東のインターチェンジと位置づけられています。平成17年7月には国道39号美幌バイパスが全面開通し、混雑防止や交通事故の防止が図られました。 知床や女満別空港に近い立地上、観光や産業の振興により今後も交通量の増加が予想されることから、関係機関との連携を深め、改良、整備をよりいっそう進めていくことが必要です。
町道の整備	市街地の町道については各種の補助・起債事業を活用し、主要路線の舗装化はほぼ完了しており、郊外についても道営畑地帯総合整備事業などにより改良・舗装化が進んでいます。 今後は費用対効果を調査し、未整備路線の整備と、整備年数が経過している路線の改修が必要です。 また、生活道路については、美幌バイパスの開通に伴い市街地内の混雑が緩和されたものの、歩行者の安全を十分確保する環境にはいたっていないのが現状です。関連計画との連携や整合性をふまえながら、車と歩行者がともに安全に利用できる道路造りを進めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 高規格幹線道路 の整備促進（北海道横断道路 ）
- 地域高規格道路 の整備促進（道東縦貫道路 ）
- 道道嘉多山美幌線凍雪害・交差点の改良整備促進
- 北見端野美幌線の歩道整備
- 美幌中央幹線道路 の道道昇格

- 「都市計画マスタープラン」との連携
- 「美幌町中心市街地活性化基本計画 」との連携
- 「町道整備計画（中期的計画）」の策定
- 重点的計画「生活道路再整備計画」の策定
- 町道の整備、補修（第 6 号道路、美里道路、第 110 号道路、第 121 号道路の整備、131 号道路外 3 改良舗装、駒生川改修計画による第 10 号道路の移設）
- 歩道の整備（113 号道路の歩道整備、美幌町中心市街地活性化基本計画による新町 3 丁目通（第 112 号道路・第 509 号道路）の歩道整備）
- バリアフリー 整備計画の見直し
- 美幌町中心市街地活性化基本計画による電線地中化計画等の検討
- 主要道路における安全確保対策の推進

高規格幹線道路・地域高規格道路・北海道横断道路・道東縦貫道路・美幌中央幹線道路：広い地域に都市が点在し、街から街への移動に多大な時間とコストがかかる北海道において、特にオホーツク圏では、農業や水産、観光など優れた資源を持っているにもかかわらず、冬の流水や多くの峠により、スムーズな人・モノの移動が大きな課題である。こうした状況を改善するために様々な道路整備や防災対策を行い、快適で豊かな暮らしを支えるための道づくりが必要となっている。道路の位置づけの中では、骨格的道路を「高規格幹線道路」（その内に北海道横断道路を含む）とし、整備している。その高規格幹線道路間を結ぶ高規格道路を「地域高規格道路」と位置づけている。その中で美幌・標茶間を「道東縦貫道路」、また、「美幌バイパス」や「北見道路」は、将来の「北海道横断道路」として整備している。本町ではこうした高速交通道路ネットワークへのアクセスのため、桜通を「美幌中央幹線道路」として位置づけ、整備を計画している。

中心市街地活性化基本計画：市街地の整備改善と商業の活性化などを一体的に推進し、中心部と郊外部がバランスよく発展することを目的につくられた計画。（平成 16 年策定）

バリアフリー：障がいのある人が生活するうえで障壁となるものを除去すること。施設・設備面だけでなく制度やサービスなども含む。

5 公共交通

（基本的な考え方）

- 関係機関との連携を深め、公共交通機関の拡充や利便性の向上に努めます。

施策	現況と課題
鉄道の充実	J R 石北本線については、自動車保有台数の増加とともに公共交通機関の利用者が少なくなっており、列車ダイヤの縮小が懸念されています。また、線路と道路の双方を走行可能な車両の研究も行われています。高齢化にともない交通弱者の増加が予測されるなか、重要な交通主手段としてダイヤの確保や利便性の向上が求められています。
バス路線の充実	高速バスについては、札幌―北見・網走を結ぶ都市間高速バスが停車するようになり、J R と同様、町外への貴重な交通手段となっています。 町民の身近なバス路線として、平成 15 年よりワンコイン（ 100 円 ）バスを運行しており、高齢者や通学生徒などを中心に利用されています。そのほか町内には、北見バスによる北見―津別路線、網走バスによる網走―美幌線、阿寒バスに委託している町営バス 3 路線があります。また、スクールバスも運行しており、効率的運用を図る面から、一般客と児童・生徒の混合乗車の検討も必要となっています。 今後も、生活交通路線として確保維持していくことが必要です。
女満別空港の利便性向上	隣接する女満別空港は、本町にとっても重要な交通手段となっています。 美幌バイパスの開通により、女満別空港へのアクセスがより向上し、空港までの移動時間が短縮されましたが、移動手段を持たない人々にとっては不便な状況です。今後は、空港までの交通手段の充実や航空路線網の拡充、運賃の是正などが求められています。 また、国外からの観光客が増加している今日、女満別空港の国際化についても近隣町村の連携により対応していくことが必要です。

主な取り組み内容

- 鉄道利用の促進
- J R 石北本線の高速化及び利便性向上の要望
- 新たな輸送体制の整備要望（DMV など）

- バス路線の充実と利用促進
- 町営バスの効率運用（スクールバスとの調整）

- 航空路線の拡充と運賃是正
- 空港アクセスの充実
- 国際チャーター便の拡大要請

DMV：デュアル・モード・ビークル。マイクロバス型で軌道と道路を走り、バスと列車の1台2役を果たす乗物。乗客の少ないローカル線や景色の良い観光向け路線などでの活用が期待されている。

6 除雪

（基本的な考え方）

□ 地域住民の理解と協力を得ながら、効率的・効果的な除雪を進め、安全を確保します。

施策	現況と課題
除雪体制の充実	本町は北海道内でも比較的降雪量が少ない地域ですが、近年の気象状況の変化により、降雪量が増加傾向にあります。 除雪計画に基づき、除雪による交通の確保に努めていますが、今後も、除雪に対する住民の理解、協力を得ながら効率的な除雪体制の充実に努める必要があります。 また、交差点や坂道の改良により、冬道の安全対策に努めていますが、雪捨て場の確保、ロードヒーティングにかかる電気料負担などが課題となっています。
除雪活動の促進	独居高齢者、身体障がい者などで除雪が困難な世帯に対しては、自治会で組織する「たすけあいチーム」やみどり就労センターへの委託により除雪が行われています。 除雪が困難な世帯が増加するなか、このような除雪活動は重要であり、活動の促進に努めていく必要があります。

主な取り組み内容

- 生活時間帯を考慮した除雪計画と除雪体制の整備
- 路面・歩道整備および脱スパイク対策による冬道安全確保
- 除雪情報の提供
- ロードヒーティングに代わる低コスト融雪施設の検討

- たすけあいチームによる除雪活動の継続支援（担い手確保）
- たすけあいチームの設立支援
- 住民参加による除雪体制の確立

第5章 文化を高め、しあわせなまちに

第1節 生涯学習 で生きがいを持つ

1 生涯教育（社会教育）

（基本的な考え方）

- 町民の学習活動を奨励、促進するための環境づくりを総合的に進めます。また、学習成果がまちづくりに活かされるように努めます。

施策	現況と課題
生涯学習の推進体制の確立	近年、年齢を問わず学習への関心が高まっており、家庭・学校・職場・地域社会で行われるすべての学習である「生涯学習」を推進し、一人ひとりが学び評価されることを支援する体制が必要となっています。 本町では、さまざまな機関・団体で講座や研修などが開催されているほか、町民が主体的に取り組む文化・スポーツ活動などが生涯学習活動として活発に行われています。生涯学習の情報については、生涯学習だより「みどり野」の発行や町のホームページを通じて広く提供するように努めていますが、今後さらに関係機関・団体との連携を深め、生涯学習に関する幅広い情報提供と学習情報の一元化を図ることが必要です。 また、学習活動で得た知識や技術をまちづくりの中で活かしていくことのできるしくみづくりが必要です。
生涯学習関連施設の整備	町内には学習活動の場としてマナビティーセンターのほか、町民会館や図書館、博物館・農業館などが利用されています。博物館・農業館については、一本化した運営が、図書館については図書資料の充実がそれぞれ望まれています。 特に文化芸術鑑賞や活動発表の場である町民会館の老朽化が進んでおり、設備やバリアフリーの観点からも、町民会館に代わる新たな施設の建設が望まれています。財政事情の悪化などにより、建設には至っていないのが現状ですが、文化芸術活動の拠点としての施設整備が必要です。
生涯学習活動の促進	マナビティーセンターでは、各サークルが主体的に講座を企画・運営するなど、活動の成果を地域に活かす取り組みが広がっています。町民の主体的な学習活動や地域の方々による子どもの体験機会づくりを奨励するなど、「生きがい」から「やりがい」を感じられる学習活動が求められています。 図書館については、北見地区ネットワーク事業・道立図書館ネットワークを利用して相互貸借や図書検索が行われているほか、ブックスタートにより子どもたちから本に親しんでもらうよう努めています。今後も図書資料の充実や利便性の向上が求められています。 博物館・農業館は、特別展・企画展開催期間以外の一般入館者が減少しているものの、講座や教室への参加者が増加しています。常設展示の更新など展示内容の充実が課題となっています。今後も地域に根ざした学習の拠点として関係機関と連携しながら学習機会を提供していくことが求められています。

主な取り組み内容

- 生涯学習推進体制の整備
- 公共施設の空き情報のシステム化
- 地域活動に関わる人材の登録と活用促進
- 地域活動への参加奨励および機会の充実

- 博物館・農業館の一本化
- 図書館における郷土図書資料の充実
- 町民会館を利活用したホール機能整備

- 住民参画による生涯学習活動の拡充
- 住民主体による生涯学習活動の奨励
- 図書館ボランティアの育成と活用
- 博物館における学校教育との連携
- 美幌町子どもの読書活動推進計画による読書活動の推進

生涯学習：自己の充実・啓発や生活の向上のため、個人の自発的意志に基づき、あらゆる生活の場において行われる学習活動であり、必要に応じ、自己に適した手段・方法を選択し、生涯を通じて行われる。

バリアフリー：障がいのある人が生活するうえで障壁となるものを除去すること。施設・設備面だけでなく制度やサービスなども含む。

ブックスタート：新生児のいる家庭に絵本をプレゼントする、1992年にイギリスではじまった運動。

2 文化・芸術

（基本的な考え方）

- 町民が文化芸術に親しめるよう、活動の場や鑑賞機会の充実に努めます。また、文化財や郷土資料を収集、保存し、次代に継承します。

施策	現況と課題
文化芸術活動の促進	本町には文化・芸術活動を行っている団体・サークルが数多くありますが、会員の高齢化や固定化が見られることから、環境を整備し、幅広い年代が親しむことができる活動を奨励していく必要があります。
文化芸術の鑑賞機会の充実	本町では、マナビティーセンターや文化祭において、町内で活動する文化芸術活動の発表が行われているほか、町外からの招へいによる演劇や音楽などの公演や演奏会などを開催し、芸術鑑賞機会の提供に努めています。今後もさらに、幅広い文化芸術を鑑賞する機会の充実に努めていく必要があります。
文化財や郷土資料の収集、保存	町文化財については、美幌小学校の「カシワの木」、瑞冶足柄奴、ベニバナヤマシャクヤク自生地、絵模様礫の4点が指定されています。 地域の大切な資源として、文化財や郷土資料の収集、保全に努めていく必要があります。
歴史の継承	本町の歴史や文化を後世に伝えていくため、今後は地域文化に関わる伝承を進めていく必要があります。

主な取り組み内容

- 文化関係団体の育成
- 団体・サークル活動の成果の発表と交流促進

- 芸術鑑賞事業の内容充実
- 町民主体による芸術鑑賞事業の奨励

- 文化財の保全、保護
- 郷土資料の収集

- 地域文化伝承者の発掘、調査

ベニバナヤマシャクヤク：盗掘等により絶滅の危機にある、ボタン科草木種の絶滅危急種の植物。

絵模様礫：縄文時代中期の絵模様付礫。角の丸まった三角形の扁平な石の表面に黒色の顔料で模様が描かれた全国的にも貴重な考古資料。

3 スポーツ

(基本的な考え方)

- スポーツを通じて心身の健康が促進されるよう、生涯スポーツの普及に努めます。

施策	現況と課題
生涯スポーツの振興	心身ともに健康で充実した生活を営むためには、生涯にわたりスポーツ活動に取り組むことが大切であり、誰もがいつでもどこでもスポーツに親しむことができる社会の実現が課題となっています。 また、スポーツ振興に加え、世代間の交流、高齢者の社会参加、町民の健康体力の保持と増進など地域社会の形成に大きな役割を果たす総合型地域スポーツクラブの設立が求められています。 そうしたクラブ運営やスポーツの普及にはさまざまな分野の指導者が不可欠であり、関係機関との連携を図りながら、競技者に加えて指導者の活動を支援できる体制を整備することが必要です。
スポーツ施設の整備、活用	町内にはスポーツを楽しめる場として、屋内スポーツの中核施設であるスポーツセンターをはじめ、柏ヶ丘運動公園、網走川河畔公園、あさひ運動公園、リリー山スキー場などの施設があります。 スポーツセンターなど老朽化が進み、大規模改修が望まれている施設もあり、対応が望まれています。 また近年は手軽に楽しめるスポーツとして、パークゴルフが普及しており、町内にもパークゴルフ場が整備されていますが、より一層の充実が求められています。
スポーツ活動の促進	町内では各種スポーツ教室、スポーツ大会が開催されるなど、スポーツレクリエーション活動がさかんに行われています。今後も関係機関、団体との連携を深めながら指導者の協力により、こうした活動の奨励、促進に努めていくことが必要です。 ラグビー、バスケットボール、陸上競技などの全国レベルチームが合宿に来ており、選手の滞在による経済効果が見込まれています。また、町内中高生の部活動や少年団に対する指導が行われ、技術レベルの向上が図られています。今後も関係団体と連携しながら合宿誘致の推進に努める必要があります。

主な取り組み内容

- スポーツ振興体制の充実
- 総合型地域スポーツクラブ の設立検討
- 指導体制の充実と支援体制の強化

- 既存施設の定期的維持補修

- スポーツ合宿の誘致と団体支援
- 指導者の確保、育成、研修機会の充実
- 学校体育授業への指導者派遣等人材活用
- 競技スポーツ技術力の向上

総合型地域スポーツクラブ：地域住民が主体的に運営する複合的なスポーツクラブ。さまざまなスポーツにおいてレベルや世代を越えて集まり、楽しむことができる場をめざしている。（文部科学省が平成7年度より進めている）

第2節 地域に根ざした学校教育を進める

1 幼児教育、学校教育

（基本的な考え方）

- 時代に応じた教育環境や教育水準の向上を図るとともに、地域資源を活かした教育内容の充実に努めます。

施策	現況と課題
幼稚園の充実	町内には、私立幼稚園が2園あり、幼児教育を行っています。幼児教育の振興をめざし、就園の奨励や教育内容の充実促進に努めていくことが求められています。
小中学校の教育環境の充実	町内には、小学校が市街地に3校と周辺地域に複式校が2校、中学校は、市街地に2校あります。近年は少子化により、児童・生徒数は年々減少しており、今後は地域の理解を得ながら通学区域の変更や適正配置が必要となってきます。 施設や設備については、老朽化による危険性の高いものから計画的に修繕を行っています。IT教育に対応した環境整備や余裕教室の有効活用などが課題となっています。
小中学校の教育内容の充実	地域資源を活用した授業の取り組みや地域住民の参画による「ひらかれた学校」の実現に努めています。今後も、地域に根ざした教育を進め、基礎と基本を大切にしながら確かな学力と豊かな心を持った児童生徒の教育に努めることが求められています。 学校給食は、センター方式により栄養バランスのとれた安全・安心できる給食を提供しています。食育の推進が求められているなか、各学校、家庭、地域の一層の連携が必要です。
高等学校教育の充実	町内には、道立の美幌高等学校、美幌農業高等学校がありますが、少子化に加え北見市への通学者が増えていることから、間口が減少しています。 適正配置が課題となるなか、生徒数の確保に向けた取り組みを進めていく必要があります。

主な取り組み内容
■ 就園に対する支援 ■ 教材、研修に対する支援
■ 学校用備品、教材等の整備充実 ■ 教育用コンピュータなどＩＴ教育環境の整備充実 ■ 複式校の解消
■ 地域資源（自然、環境、人）を活用した学校教育の充実 ■ 地域と一体になった学校づくりの推進 ■ 栄養教諭の配置による食育の推進 ■ 地元の食材を使った学校給食の充実 ■ 特殊教育から特別支援教育 への体制の移行
■ 間口確保のための要望活動

複式校：二つの学年以上の児童又は生徒を一つに編成した学級を有する学校。

食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を、家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。

特別支援教育：これまでの特殊教育の対象としてきた盲者、聾者、知的障がい者、肢体不自由者、及び病弱者等の児童生徒に加えて、通常の学級に在籍するＬＤ（学習障がい）、ＡＤＨＤ（注意欠陥／多動性障がい）、高機能自閉症等の児童生徒も含め、個々のニーズに応じた適切な指導及び必要な支援を行う教育。

第6章 創意と工夫を活かし、誇れるまちに

第1節 情報を共有し、ともに進める

1 情報通信

（基本的な考え方）

- 情報化に対応できる基盤整備を進めるとともに、情報技術を有効に活用したまちづくりを進めます。

施策	現況と課題
情報化の基盤整備	情報技術（ＩＴ）の進歩により、行財政をはじめ福祉や医療、教育、産業などまちづくりのあらゆる分野で、情報化に対応し有効に活用していくことが課題となっています。 本町においても、ブロードバンドの普及により、情報の高速化が進んできていますが、高度情報化に対応したまちづくりを総合的に進めていくことが必要です。
情報通信の活用推進	本町では、ホームページの開設による情報提供のほか、住民基本台帳ネットワークシステム や総合行政ネットワークシステム（ＬＧ－ＷＡＮ）、公的個人認証システム などを整備し稼働しています。さらに、電子申請システム の運用に向けた整備を行っています。 プライバシーの保護を確保しつつ情報化を推進し、事務事業の効率を高め、町民の利便性を向上していくことが求められています。
情報化時代に対応した人材の育成	学校教育においてパソコンを使った教育を行っているほか、ＩＴに関する学習機会や研修などを通じて、ＩＴに関する知識や技術の向上に努めています。 今後もさまざまな場を通じて高度情報化時代に対応できる人材の育成に努めていくことが必要です。

主な取り組み内容

■ 光ファイバー網の整備促進

- 高度情報処理の推進
- 情報化による住民の利便性の向上
- セキュリティ対策の充実

■ 情報化に対応した学習機会の充実

住民基本台帳ネットワークシステム：国、都道府県、市町村を回線で結び、住民票を全国どこの市町村でも交付を受けることができるコンピューターシステム。

総合行政ネットワークシステム：国、都道府県、市町村を回線で結び、それぞれの事務連絡及び公的個人認証の事務処理を行うコンピューターシステム。

公的個人認証システム：住民が自宅のパソコンから電子申請を行う場合に、申請者本人であることを証明するコンピューターシステム。

電子申請システム：住民が自宅のパソコンからインターネットを通して行政手続きを行うことができるコンピューターシステム。

2 広報・広聴、住民参加

（基本的な考え方）

- 広報・広聴、住民参加を通じて、行政と町民の情報共有や住民参加のまちづくりを進めます。
また、プライバシー保護を確保しながら情報公開に努めます。

施策	現況と課題
広報の充実	本町では、町の行事や出来事、各種制度などを町民に伝えるために、広報紙「びほろ」を月1回発行し、自治会を通じて各戸配布しています。 また、本町のホームページを開設し、町民向けの行政情報のほか、各種イベント・行事の案内を掲載し、情報をより高速に提供できるように努めています。インターネットを利用する町民が増えているなか、今後もホームページの充実により情報提供を行っていくことが必要です。
広聴の充実	広聴については、住民説明会の開催や住民相談窓口の設置などのほか、月1回の町長室開放を行っていますが、参加者の固定化などがみられます。 今後は団体やサークルを対象とした出前講座の充実など、より参加しやすい広聴体制づくりが必要となります。
情報公開の推進	各部署において情報公開を進めており、年に1回広報紙「びほろ」等でその実施状況を公開しています。 情報公開の推進が求められる一方、個人情報保護法の施行などプライバシーの保護確保が厳しく求められるなか、双方をふまえながら情報公開の推進に努めていくことが必要です。
住民参加の推進	自主自律のまちづくりに向けて、地域の課題は地域全体で解決していくことが求められており、本町においても審議会や委員会、各種アンケートなどを通じて町民の意見や意向をふまえたまちづくりに努めています。地域の課題がより一層複雑・多様化していくなか、行政と町民のパートナーシップを深め、本町の課題とともに考える意識、風土づくりを今後も進めていくことが必要です。

主な取り組み内容

- 広報内容の充実
- 美幌町ホームページの充実
- 情報提供の多様化に向けた取り組み

- 出前講座などの町民からの相談体制の充実
- まちづくり懇談会 の実施

- 積極的な情報公開の推進

- 自治基本条例 の整備と参画機会の拡大

まちづくり懇談会:まちづくりに関する対話集会を複数自治会を単位として、広聴活動と町民のまちづくりへの参加を促進するための懇談会。

パートナーシップ:友好的で対等な協力関係のもと、共通の目的のために共に働くこと。

自治基本条例:地域の課題の解決やまちづくりを進めるため、住民がお互いを守る基本ルールや権利などを条例という形で定めたもの。

第2節 創意ある運営をめざす

1 行財政

(基本的な考え方)

□効率的で適正な行政運営に努めるとともに、中長期的な視点で財政の構造改革を進めます。

施策	現況と課題
行政組織の活性化	行政機構や事務分掌については必要に応じて見直しを行い、人員の抑制に努めています。町民からの行政ニーズとともに地方分権や道州制などによる事務量の変化が予測されるなか、それらに対応した人員配置などに努めていくことが必要です。 また、研修などを通じて行政ニーズに迅速かつ的確に対応できる知識や技術の向上を図っていくことも必要です。 さらに近年は、ユニバーサルデザイン や食育 、国際化など、これまでの枠組みを超えて横断的に取り組んでいくことが必要な課題も増えており、柔軟に対応できる体制づくりも必要です。
行政運営、行政サービスの効率化	庁内LAN や財務会計、ファイルサーバー の整備など、事務処理のOA化や情報の共有などを進め、行政運営の効率化に努めています。セキュリティの強化を図りつつ、さらなる効率化に向けて取り組んでいくことが必要です。 窓口サービスについても、戸籍システムの電算化などにより、さらなるサービスの向上に向けた取り組みが必要です。 また、庁舎をはじめ各種施設の老朽化が著しく、分散化により住民サービスに支障を来しているため、施設の集約や改修が必要となっています。
計画の管理、行政評価の推進	効率的かつ効果的な行政運営を実施するうえで、総合計画の進行管理を実施する必要があります。実施計画との整合性を図りつつ、評価可能な実施計画の策定が必要となります。
財政の健全化	平成16年に財政運営計画 を策定し、経費の抑制など財政の健全化をめざした取り組みを進めています。地方自治体を取り巻く環境は年々厳しくなっており、安定的な行財政運営体制の確立が課題となっています。 今後も、財政運営の健全化に向け全体的な歳出の見直しや歳入の確保により、財政構造を改革していくことが必要です。
行政改革の推進	平成9年に定めた「美幌町行政改革大綱(第2次)」をもとに、行政改革実施計画を策定し、行政改革を進めています。また、この計画に併せて外部委託計画を策定し、外部委託やそれらに関する検討を進めています。今後も新たな実施計画の策定や指定管理者制度、PFI等の民間活力の積極的な導入による外部委託を進め、行政の簡素化、スリム化を図り、効率のよい行政運営と住民福祉の向上に努めることが必要です。
危機管理体制の充実	近年、災害時を含めた行政運営全般にわたる危機管理体制のあり方が問われています。本町においても、危機管理意識の向上とともに、初動時の的確な対応や庁内の連絡体制の強化などを行うことが必要です。

主な取り組み内容	
■ 権限移譲を考慮した機構改革、定員配置	ユニバーサルデザイン：能力や障がいのレベルにかかわらず、すべての人々が利用しやすいデザイン。 食育：栄養の偏り、不規則な食事、安全性の問題や食文化の継承など、生産から消費まで一貫した「食」に関する考え方を、家庭、学校、保育所、地域等を中心に育むことを国民が総合的に推進すること。
■ 電子申請・予約、文書管理、電子決裁システムの整備 ■ 戸籍システム電算化事業の実施 ■ 庁舎施設の集約検討 ■ 公共施設の改修	庁内LAN：役場庁舎内及び出先機関を回線で結び、事務連絡等に利用されるコンピューターネットワーク。 ファイルサーバー：役場庁舎内及び出先機関で作成される事務文書を一括保存、管理するコンピューター。
■ 行政評価を含めた計画の進行管理の実施	
■ 財政運営計画の実行と見直し ■ 財政基盤の強化と効率的財政運営の実施	財政運営計画：財政の悪化に伴い、今後の持続可能な健全財政を確立するための計画。歳入の確保、歳出の削減項目をきっかけ、基金から繰入を行わない財政運営をめざす。
■ 行政改革実施計画の継続策定と実施 ■ 外部委託（アウトソーシング）推進計画の実施	P F I：Private Finance Initiative の略で、公共施設等の建設や維持管理、運営などを民間の資金、経営能力、技術的能力を活用して行う新しい手法。
■ 危機管理意識の向上 ■ 危機管理対応マニュアルの作成 ■ 国民保護計画の策定	

2 広域連携

（基本的な考え方）

□ 関連自治体等との連携により、効率的で効果的な広域行政を進めます。

施策	現況と課題
広域事業の推進	本町は、北網広域圏組合、美幌・津別広域事務組合などの一部事務組合に所属し、共通する政策課題の共同化や事務事業の効率化を行ってきています。 今後も関係自治体との連携を深めながら、効率的な事業を進めていくことが必要です。 さらに、他の分野での広域的な連携や、企業や団体など自治体以外での広域的な連携など、幅広い視点での連携についても、地域の活性化を図るうえで考えていくことが必要です。
市町村合併の検討	効率的な行政運営を行うため、国による市町村合併が推進されています。しかし、面積が広い北海道内の自治体では過疎化に対する不安が根強く、また集落が分散化しているため合併による効率化が見込めず合併に至らなかった例が数多くあります。 国や北海道の状況を見極め、本町においても引き続き市町村合併についての検討が必要となります。

主な取り組み内容

■ 広域による効果的な行政活動の推進

■ 市町村合併についての調査、研究

資料編

第5期美幌町総合計画の策定経過

<平成16年度>

- H16.10.29 第5期美幌町総合計画策定要綱制定（政策会議）
- H16.12.6 総合計画策定プロジェクトチーム係長職推薦依頼・係職公募
- H17.1.17 第1回総合計画策定幹事会
- H17.1.24 第1回総合計画策定部会
- H17.1.25 第1回総合計画策定プロジェクトチーム
- H17.1.27 第2回総合計画策定部会
- H17.2.4 まちづくり町民アンケート調査発送（2,000人）
- " 総合計画策定町民会議委員公募
- H17.2.10 第3回総合計画策定幹事会
- H17.3.15 第4回総合計画策定幹事会
- " まちづくり町民アンケート調査結果中間報告
- H17.3.30 まちづくり町民アンケート調査集計結果報告

<平成17年度>

- H17.4.4 第5回総合計画策定幹事会
- " 第1回総合計画策定町民会議
- H17.4.12 第6回総合計画策定幹事会
- H17.4.19 第1回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- H17.4.20 総合計画策定プロジェクトチーム第1回総務部会
- H17.4.21 総合計画策定プロジェクトチーム第1回教育文化部会
- H17.4.22 総合計画策定プロジェクトチーム第1回生活福祉部会
- " 第2回総合計画策定町民会議
- H17.4.25 総合計画策定プロジェクトチーム第1回産業経済部会
- H17.4.26 総合計画策定プロジェクトチーム第1回都市整備部会
- " 第3回総合計画策定町民会議
- H17.4.27 総合計画策定プロジェクトチーム第2回総務部会
- H17.4.28 第1回美幌町総合計画審議会
- " 第7回総合計画策定幹事会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第2回生活福祉部会
- H17.5.10 総合計画策定プロジェクトチーム第3回生活福祉部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第2回都市整備部会
- " 第2回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- " 第4回総合計画策定町民会議
- H17.5.12 総合計画策定プロジェクトチーム第2回教育文化部会
- " まちづくり町民アンケート調査最終結果報告
- H17.5.13 総合計画策定プロジェクトチーム第3回総務部会
- H17.5.16 総合計画策定プロジェクトチーム第2回産業経済部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第4回生活福祉部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第3回都市整備部会
- " 第3回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- " 第5回総合計画策定町民会議
- H17.5.19 総合計画策定プロジェクトチーム第3回産業経済部会
- " 総合計画策定プロジェクトチーム第3回教育文化部会
- H17.5.20 第8回総合計画策定幹事会
- H17.5.23 総合計画策定プロジェクトチーム第4回都市整備部会
- H17.5.24 総合計画策定プロジェクトチーム第5回生活福祉部会
- " 第4回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
- " 第6回総合計画策定町民会議
- H17.5.25 総合計画策定プロジェクトチーム第4回総務部会
- H17.5.26 第9回総合計画策定幹事会

H17. 5.27 総合計画策定プロジェクトチーム第4回教育文化部会
 H17. 5.30 総合計画策定プロジェクトチーム第6回生活福祉部会
 " 総合計画策定町民会議第1回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 5.31 総合計画策定町民会議第1回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6. 1 総合計画策定町民会議第1回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6. 4 総合計画策定町民会議第2回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6. 6 総合計画策定町民会議第2回教育・文化・総務(第2)部会
 " 総合計画策定町民会議第3回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6. 8 総合計画策定町民会議第2回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6.13 総合計画策定町民会議第3回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 6.15 総合計画策定町民会議第3回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6.16 総合計画策定町民会議第4回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 6.20 総合計画策定町民会議第4回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 6.22 総合計画策定町民会議第4回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 6.27 第10回総合計画策定幹事会
 " 第5回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第7回総合計画策定町民会議
 H17. 6.29 総合計画策定町民会議第5回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 7. 4 総合計画策定町民会議第5回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 7. 6 総合計画策定町民会議第6回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 7.11 第6回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第8回総合計画策定町民会議
 H17. 7.12 総合計画策定部会第1回総務部会
 H17. 7.13 総合計画策定部会第1回生活福祉部会
 H17. 7.14 総合計画策定部会第1回産業経済部会
 " 総合計画策定部会第1回都市整備部会
 " 総合計画策定町民会議第7回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 " 総合計画策定町民会議第5回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 7.15 総合計画策定部会第1回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第2回総務部会
 H17. 7.19 第11回総合計画策定幹事会
 H17. 7.20 第7回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第9回総合計画策定町民会議
 H17. 7.21 総合計画策定部会第3回総務部会
 H17. 7.22 総合計画策定部会第2回産業経済部会
 H17. 7.25 総合計画策定部会第2回生活福祉部会
 " 総合計画策定部会第2回都市整備部会
 " 総合計画策定部会第4回総務部会
 " 総合計画策定町民会議第6回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 7.27 総合計画策定町民会議第6回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 7.28 総合計画策定部会第2回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第5回総務部会
 H17. 7.29 第12回総合計画幹事会
 H17. 8. 3 総合計画策定部会第3回生活福祉部会
 " 総合計画策定部会第3回都市整備部会
 " 第8回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第10回総合計画策定町民会議
 H17. 8. 5 総合計画策定部会第6回総務部会
 H17. 8. 8 総合計画策定部会第3回教育文化部会
 " 総合計画策定町民会議第7回教育・文化・総務(第2)部会
 H17. 8. 9 総合計画策定部会第4回教育文化部会
 H17. 8.23 総合計画策定町民会議第7回生活・福祉・環境(第3)部会
 H17. 8.26 第13回総合計画策定幹事会
 " 総合計画策定町民会議第8回産業・経済・都市基盤(第1)部会
 H17. 8.29 総合計画策定町民会議第8回教育・文化・総務(第2)部会
 " 総合計画策定町民会議第8回生活・福祉・環境(第3)部会

H17. 8.31 総合計画策定町民会議第9回産業・経済・都市基盤（第1）部会
 H17. 9. 2 第9回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第11回総合計画策定町民会議
 H17. 9.20 総合計画策定部会第5回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第7回総務部会
 H17. 9.21 総合計画策定部会第3回産業経済部会
 " 総合計画策定部会第4回生活福祉部会
 " 総合計画策定部会第4回都市整備部会
 H17. 9.22 第2回総合計画審議会
 " 第14回総合計画策定幹事会
 H17.10. 5 第10回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第12回総合計画策定町民会議
 H17.10.11 総合計画策定部会第5回生活福祉部会
 " 第13回総合計画策定町民会議
 " 総合計画策定町民会議第10回産業・経済・都市基盤（第1）部会
 H17.10.12 総合計画策定部会第6回教育文化部会
 " 総合計画策定部会第8回総務部会
 H17.10.13 第15回総合計画策定幹事会
 H17.10.14 総合計画策定町民会議第9回教育・文化・総務（第2）部会
 " 総合計画策定町民会議第9回生活・福祉・環境（第3）部会
 H17.10.18 第16回総合計画策定幹事会
 " 総合計画策定町民会議第11回産業・経済・都市基盤（第1）部会
 " 総合計画策定町民会議第10回生活・福祉・環境（第3）部会
 H17.10.19 第3回総合計画審議会
 H17.10.20 第11回総合計画策定町民会議正副会長・部会長会議
 " 第14回総合計画策定町民会議
 H17.10.24 総合計画審議会第1回産業経済部会
 " 総合計画審議会第1回生活福祉部会
 " 総合計画審議会第1回都市整備部会
 " 総合計画審議会第1回教育文化部会
 " 総合計画審議会第1回総務部会
 H17.10.25 総合計画審議会第2回産業経済部会
 H17.10.26 第17回総合計画策定幹事会
 H17.10.29 総合計画審議会第2回都市整備部会
 " 総合計画審議会第2回総務部会
 H17.10.31 総合計画審議会第2回生活福祉部会
 H17.11. 4 総合計画審議会第1回正副会長・部会長会議
 H17.11. 7 第4回総合計画審議会
 H17.11.14 第18回総合計画策定幹事会
 H17.11.15 第5回総合計画審議会
 H17.11.22 第15回総合計画策定町民会議
 H17.11.25 第19回総合計画策定幹事会
 " 総合計画審議会第2回正副会長・部会長会議
 " 第6回総合計画審議会
 H17.12.13 第5期美幌町総合計画基本構想（案）議会上程（委員会付託）
 H17.12.14 第1回総合計画審査特別委員会
 H17.12.26 第2回総合計画審査特別委員会
 H18. 1.11 第3回総合計画審査特別委員会
 H18. 1.17 第4回総合計画審査特別委員会
 H18. 1.18 第19回総合計画策定幹事会
 H18. 2. 1 第20回総合計画策定幹事会
 H18. 2.13 第5回総合計画審査特別委員会
 H18. 2.14 第6回総合計画審査特別委員会
 H18. 2.28 第7回総合計画審査特別委員会
 H18. 3. 8 第5期美幌町総合計画基本構想議会議決（特別委員会報告）

美幌町総合計画審議会条例

(昭和39年10月6日 美幌町条例第51号)
改正 昭和59年6月30日 美幌町条例第9号

(設置及び目的)

第1条 本町の資源を最高度に利用して、生産力の基盤を整備強化し、産業の振興を図るとともに、社会文化等に関する施策を総合的見地から計画樹立し、その完遂を期するため、美幌町総合計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事項)

第2条 審議会は、町長の諮問に応じて、美幌町総合計画及び国土利用美幌町計画につき審議し、又は意見を具申するものとする。

(委員)

第3条 審議会は、委員25名以内をもつて組織する。ただし、特別の事項を調査、審議するため、必要があるときは臨時の委員をおくことができる。

2 委員及び臨時の委員は、学識経験者の中から、町長が委嘱する。

3 委員の任期は2年とし、補欠委員の任期は前任者の残任期間とする。ただし、再任されることができる。

4 臨時の委員は、当該事項の調査、審議を終了したときは、解嘱されるものとする。

(会長及び副会長)

第4条 審議会に、会長及び副会長をおく。

2 会長及び副会長は、委員の互選による。

3 会長は審議会を代表し、会務を総理する。

4 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。

(会議)

第5条 審議会の会議は会長が招集し、議長となる。

2 審議会は、委員及び議事に関係ある臨時の委員のそれぞれが、半数以上出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席した委員及び議事に関係ある臨時の委員の過半数で決し、可否同数のときは会長の決するところによる。

(専門部会)

第6条 審議会に専門部会を置くことができる。

2 専門部会に部会長をおき、部会委員の互選による。

3 専門部会の議事の定足数及び表決数については、第5条の規定を準用する。

(参与)

第7条 審議会に参与をおく。

2 参与は、町長が任命、又は委嘱する。

3 参与は会議に出席し、意見を述べることができる。

(委任)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は町長が定める。

附 則

1 この条例は、公布の日から施行する。

2 非常勤職員の報酬並びに費用弁償に関する条例(昭和31年美幌町条例第15号)の一部を、次のように改正する。

別表第1中「青少年問題協議会委員 800円」の次に、次の欄を加える。

「総合計画審議会委員 800円」

附 則(昭和59年6月30日美幌町条例第9号)

この条例は、公布の日から施行する。

美幌町総合計画審議会条例施行規則

	(昭和39年10月10日)	美幌町規則第14号)
改正	昭和44年9月1日	美幌町規則第8号
	昭和50年9月5日	美幌町規則第18号
	昭和59年6月1日	美幌町規則第9号
	平成6年11月11日	美幌町規則第20号
	平成9年4月1日	美幌町規則第21号
	平成14年4月1日	美幌町規則第9号
	平成18年3月29日	美幌町規則第13号

(目的)

第1条 この規則は、美幌町総合計画審議会条例(昭和39年美幌町条例第51号)第8条の規定に基づき、美幌町総合計画審議会(以下「審議会」という。)の運営並びに事務処理に関する事項を定めることを目的とする。

(専門部会の設置)

第2条 専門部会は、次のとおりとする。

- (1) 第1部会 産業経済部会
- (2) 第2部会 生活福祉部会
- (3) 第3部会 都市整備部会
- (4) 第4部会 教育文化部会
- (5) 第5部会 総務部会

(副部会長)

第3条 専門部会に副部会長をおき、部会委員の互選による。

2 副部会長は部会長を補佐し、部会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議の招集)

第4条 会議の招集は、あらかじめ、会議の日時、場所及び調査審議の事項を示して、委員に通知しなければならない。ただし、緊急を要する場合は、この限りでない。

(経過報告等)

第5条 会長は、調査審議に係る経過を記録し、町長に対する報告又は意見は、文書により行うものとする。

2 前項の規定は、専門部会における記録の作成並びに審議会に対して行う報告について準用する。

(意見の陳述)

第6条 部会長は、その所管する事項につき必要があるときは、他の専門部会に出席して意見を述べることができる。

(合同専門部会)

第7条 会長は、必要により2以上の専門部会をもって、臨時に合同専門部会を設けることができる。

2 合同専門部会に議長をおき、関係部会長の協議により定める。

3 合同専門部会の議事の定足数及び表決数については、専門部会の規定を準用する。

(参与)

第8条 参与は、おおむね次の各号に掲げる者の中から選考する。

- (1) 関係行政機関の職員
- (2) 関係団体の役職員
- (3) 町の職員
- (4) その他学識経験を有する者

(庶務)

第 9 条 審議会の庶務は、総務部において処理する。

(補則)

第 10 条 この規則に定めるもののほか、審議会に関し必要な事項は、町長が定める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 44 年 9 月 1 日美幌町規則第 8 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 50 年 9 月 5 日美幌町規則第 18 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (昭和 59 年 6 月 1 日美幌町規則第 9 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 6 年 11 月 1 日美幌町規則第 20 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 9 年 4 月 1 日美幌町規則第 21 号)

この規則は、公布の日から施行する。

附 則 (平成 14 年 4 月 1 日美幌町規則第 9 号)

この規則は、平成 14 年 4 月 1 日から施行する。

附 則 (平成 18 年 3 月 29 日美幌町規則第 13 号)

この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する

総合計画に関する諮問

平成 17 年 9 月 22 日

美幌町総合計画審議会
会 長 中 川 庄 一 様

美幌町長 大 庭 康 二

第 5 期美幌町総合計画基本構想（案）について（諮問）

美幌町の特性を活かし、新しい時代に即応した施策の基本方針を定め、総合的かつ計画的なまちづくりの指針である、第 5 期美幌町総合計画「基本構想（案）」を別冊のとおりまとめたので諮問いたします。

総合計画に関する答申

平成 17 年 11 月 25 日

美幌町長 大 庭 康 二 様

美幌町総合計画審議会
会 長 中 川 庄 一

第 5 期美幌町総合計画基本構想（案）の答申について

平成 17 年 9 月 22 日付けで諮問のあった第 5 期美幌町総合計画案について慎重に審議の結果、妥当と認め答申いたします。

この計画は、将来像「夢はぐくむ緑の大地 びほろ」の実現に向け、まちづくりの永遠の目標である「美幌町民憲章」の精神を継承し、人口減少社会、少子高齢化、環境問題など、時代の潮流を見据えつつ、個性的で魅力あふれるまちづくりを積極的に進めるための方向が定められています。

本計画の推進にあたっては、施策に沿った事業を展開するとともに、広く町民の理解と協力を得ながら最善の努力が払われることを切に希望いたします。

基本構想についての議会の議決

議案第 8 6 号

美幌町総合計画の基本構想について

地方自治法第 2 条第 4 項の規定に基づき、美幌町総合計画の基本構想を別冊のとおり定めるものとする。

平成 1 7 年 1 2 月 1 3 日提出

美幌町長 大 庭 康 二

美幌町総合計画審査特別委員会付託

平成 1 7 年 1 2 月 1 3 日

美幌町議会議長 杉 原 重 美

平成 1 8 年 3 月 8 日原案可決

美幌町議会議長 杉 原 重 美

総合計画策定町民会議からの提案（抜粋）

【提案１】

住民参画により行政依存体質を脱却し、住民の自治意識を高める

- ・祭り、イベントについて、実行委員会の行政依存をやめ、公費負担の公平化や祭り、イベントの見直しを
- ・公園の老朽化（危険）遊具を撤去し、緑化とベンチを中心とした地域の広場としての機能を充実、及び、これらの施設を地域で維持管理を
- ・青少年育成協議会を青少年育成活動の中心に強化すべき
- ・自治会を活性化するため、自治会内に青年部を作っては
- ・全町をあげた「ノーカー・ディ」の取り組み

【提案２】

障がい者・健常者ともに、生まれてから死ぬまで長生きを楽しめる町を実現する

- ・障がい者の理解を深めるための啓蒙を
- ・障がい者連携組織の支援と充実を図り、自立支援センターの支援を
- ・介護予防の強化に努め、あわせて認知症の地域サポート制度の整備・充実を
- ・学校教育での障がい者理解や、それを支援するコミュニティスクールの充実や活動促進を
- ・在宅で生活できる環境の整備を

【提案３】

自然環境や自然景観に配慮した持続可能な農業と関連した他産業の振興として、フロンティア・スピリット基金を創設して、起業家の支援を行う

- ・１次・２次・３次産業を連携させる事業に
- ・健康産業として流通販売のフロンティア・ショップ事業に
- ・農産物の加工販売フロンティア・ショップ事業に
- ・農業関係者と観光関係者の協働によるフロンティア・スピリット事業に

【提案４】

食育を進め、農業のイメージアップをする

- ・住民と行政が一体となった「食育プロジェクト」を立ち上げ、計画的に推進を
- ・食育に関して「朝食のすすめ」運動の実施を

【提案５】

既存施設を積極的活用し、知名度をアップする

- ・公共施設予約システムの整備と公共施設のＰＲを

【提案６】

行政の情報伝達手段を多様化する

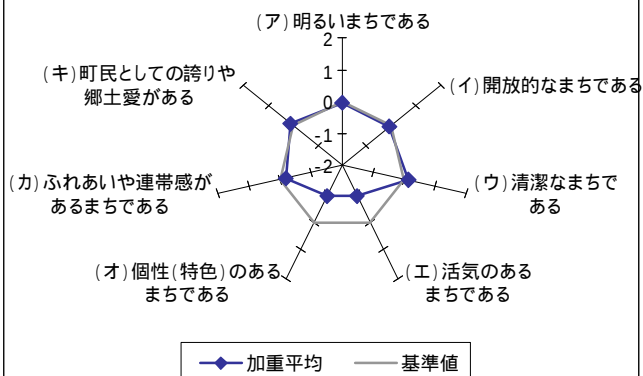
- ・行政情報を携帯電話やファクシミリなどの別な伝達媒体で

町民アンケート結果（抜粋）

- 実施期間：平成17年2月
- 対象：20歳以上で、美幌町に居住している方
- 配布数：2,000名分
- 回答数：911名分（回収率：45.6%）

あなたは、現在の美幌町をどのようなまちだと思いますか。次の各項目について、「そう思う」から「思わない」までの4つの選択肢からそれぞれ1つずつ選んで、番号に○印をつけてください。

現在の美幌町について（1つだけ選択/加重平均）

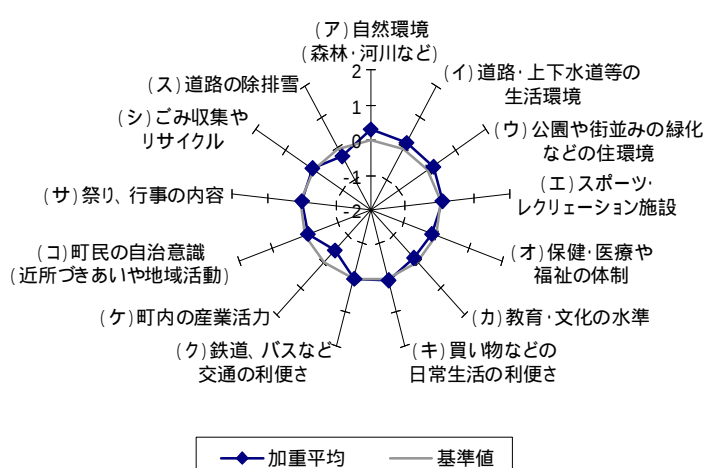


加重平均：

「そう思う」に+2、「やや思う」に+1、「さほど思わない」に-1、「思わない」に-2の加重値を与え、「無回答」を除く回答者数で平均値を算出したものです。基準値(0)より外側(プラス)だと評価が高く、内側(マイナス)だと評価が低いことになります。

あなたは、美幌町の現状についてどの程度満足していますか。次の各項目について、「良い(高い)」から「悪い(低い)」までの3つの選択肢からそれぞれ1つずつ選んで、番号に○印をつけてください。

美幌町の現状についての満足度（1つだけ選択/加重平均）

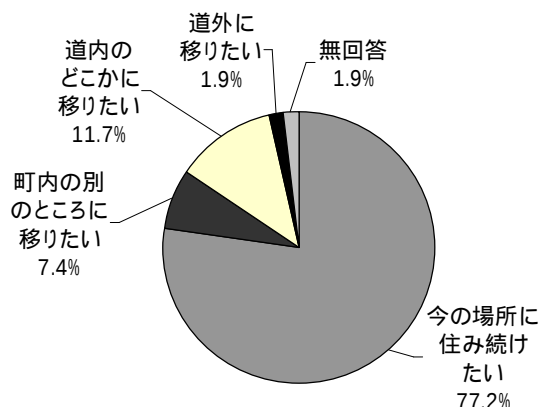


加重平均：

「良い」に+1、「普通」に0、「悪い」に-1の加重値を与え、「無回答」を除く回答者数で平均値を算出したものです。

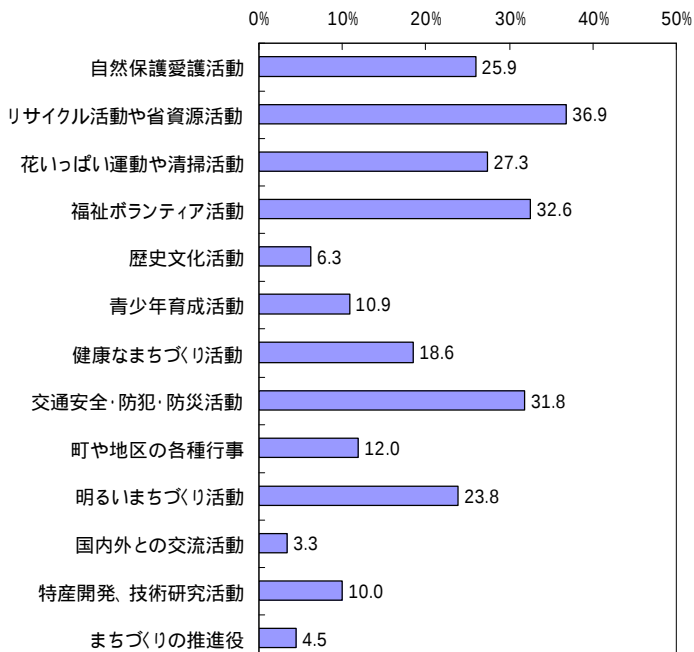
あなたは、これからも美幌町に住み続けたいと思いますか。次の中から1つだけ選んで、番号に○印をつけてください。

美幌町への定住意向（1つだけ選択）

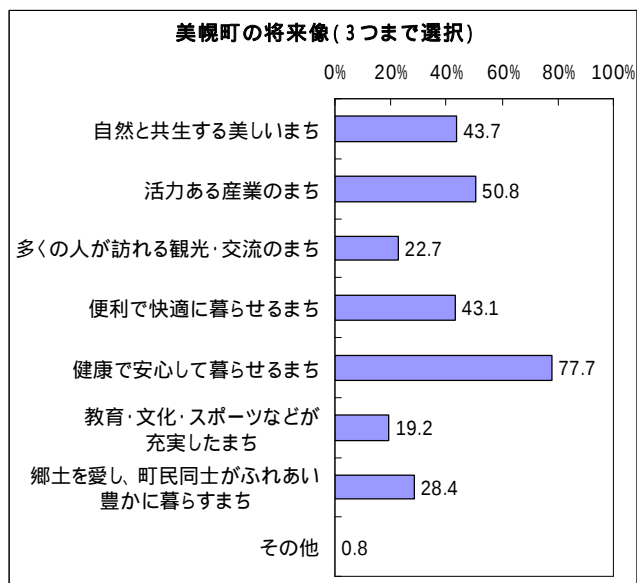


あなたは、どのような活動に参加したい(できる)と思いますか。次の中から3つまで選んで、番号に○印をつけてください。

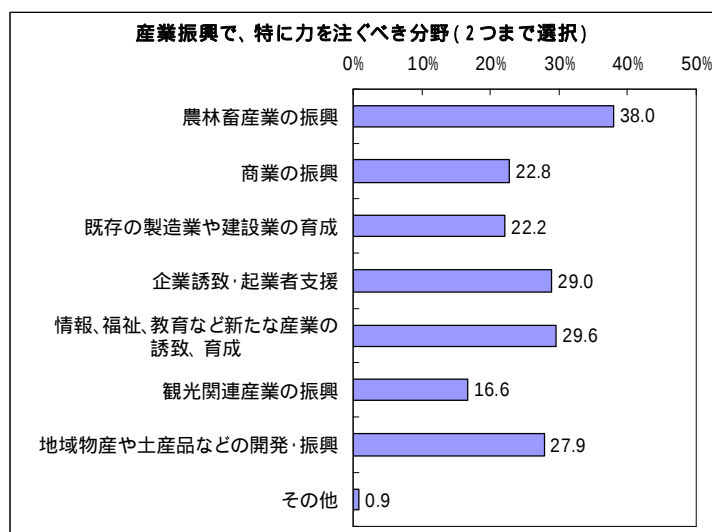
参加したい(できる)まちづくり活動（3つまで選択）



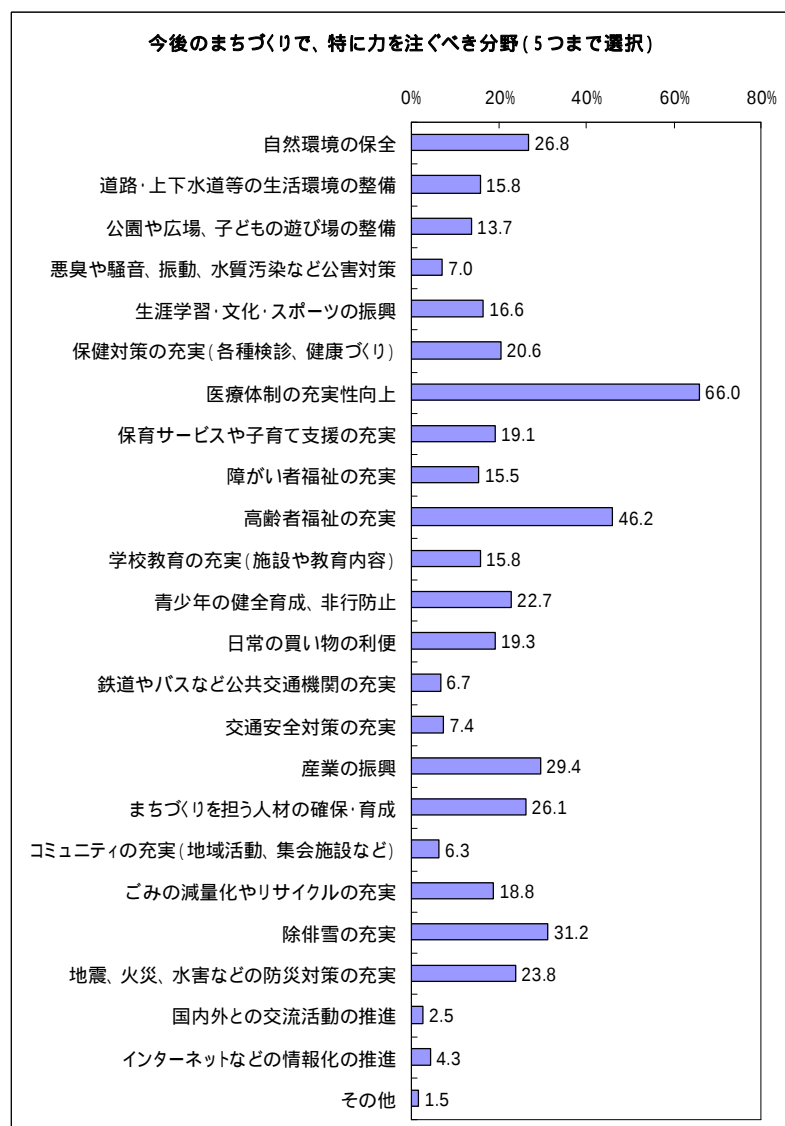
あなたは、将来の美幌町をどのようなまちにしていきたいと思いますか。次の中から3つまで選んで、番号に○印をつけてください。



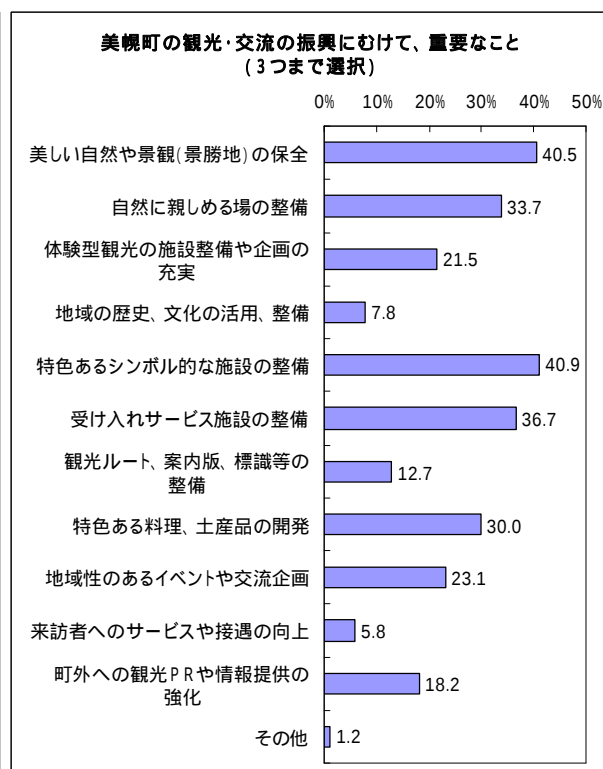
美幌町の産業振興について、あなたは特にどの分野に力を注ぐべきだとお考えでしょうか。次の中から2つまで選んで、番号に○印をつけてください。



あなたは、美幌町の今後のまちづくりにおいて、特にどの分野に力を注ぐべきだとお考えでしょうか。次の中から5つまで選んで、番号に○印をつけてください。



あなたは、美幌町の観光・交流の振興にむけてどのようなことが重要とお考えでしょうか。次の中から3つまで選んで、番号に○印をつけてください。



第 5 期美幌町総合計画

発行 平成 18 年 4 月

〒092-8650 北海道網走郡美幌町字東 2 条北 2 丁目 25 番地

電話 (0152) 73-1111 F A X (0152) 72-4869

ホームページ <http://www.town.bihoro.hokkaido.jp/>